

平成23年度
情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

米 子 市

目 次

1	情報公開制度		
(1)	公文書公開等決定件数	1	
(2)	年度別公文書公開等決定件数	3	
(3)	公文書公開請求の処理状況	4	
2	個人情報保護制度		
(1)	各種請求に対する年度別決定件数	12	
(2)	各種請求の処理状況	14	
(3)	個人情報取扱事務の届出	16	
(4)	個人情報外部提供等に係る総務管財課協議（協議件数）	16	
3	米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況		
(1)	概要	17	
(2)	会議の開催回数	17	
(3)	開催内容等	17	
(4)	審査会委員	19	
4	外郭団体の情報公開制度		
(1)	制定・施行団体	20	
(2)	公開請求の処理状況	20	
5	米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度		
(1)	情報公開制度	20	
(2)	個人情報保護制度	20	
(3)	米子市日吉津村中学校組合情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	20	
	《資料》		
(資料 1)	米子市情報公開・個人情報保護審査会	平成 2 3 年度答申第 1 号	21
(資料 2)	米子市情報公開・個人情報保護審査会	平成 2 3 年度答申第 2 号	26
(資料 3)	米子市情報公開・個人情報保護審査会	平成 2 3 年度答申第 3 号	31
(資料 4)	米子市情報公開・個人情報保護審査会	平成 2 3 年度答申第 4 号	44
(資料 5)	米子市情報公開・個人情報保護審査会	平成 2 3 年度答申第 5 号	51
(資料 6)	米子市日吉津村中学校組合情報公開・個人情報保護審査会	平成 2 3 年度答申第 1 号	56

1 情報公開制度

平成23年度は、78件の公文書公開請求がありました。

主な請求内容は、建築計画概要書、公共下水道管渠工事の工事成績評定、中学校教科書採択に関するもの等でした。

請求に対する決定及び処理の状況は以下のとおりです。

(1) 公文書公開等決定件数

ア 所管課別

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

所管課 【実施機関】	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
【市長】	26	41	3 (2)	1	-	71
総務部	1	6	-	1	-	8
秘書広報課	-	-	-	-	-	-
総務管財課	1	5	-	1	-	7
防災安全課	-	-	-	-	-	-
行政経営課	-	1	-	-	-	1
職員課	-	-	-	-	-	-
財政課	-	-	-	-	-	-
入札契約課	-	-	-	-	-	-
検査専門員	-	-	-	-	-	-
企画部	1	-	-	-	-	1
企画課	-	-	-	-	-	-
地域政策課	-	-	-	-	-	-
情報政策課	-	-	-	-	-	-
市民自治推進課	1	-	-	-	-	1
市民生活部	-	3	-	-	-	3
市民相談課	-	-	-	-	-	-
市民課	-	1	-	-	-	1
市民税課	-	-	-	-	-	-
固定資産税課	-	-	-	-	-	-
収税課	-	2	-	-	-	2
保険年金課	-	-	-	-	-	-
人権政策局	-	-	-	-	-	-
人権政策課	-	-	-	-	-	-
男女共同参画推進課	-	-	-	-	-	-
環境政策局	1	2	1	-	-	4
環境政策課	1	-	1	-	-	2
環境事業課	-	2	-	-	-	2
下水道部	16	1	-	-	-	17
業務課	14	-	-	-	-	14
計画整備課	2	-	-	-	-	2
施設課	-	1	-	-	-	1
福祉保健部	-	9	-	-	-	9
福祉課	-	-	-	-	-	-
障がい者支援課	-	-	-	-	-	-
長寿社会課	-	-	-	-	-	-
こども未来課	-	6	-	-	-	6
健康対策課	-	3	-	-	-	3

所管課 【実施機関】	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
経済部	1	4	-	-	-	5
経済戦略課	-	-	-	-	-	-
商工課	1	3	-	-	-	4
観光課	-	1	-	-	-	1
農林課	-	-	-	-	-	-
水産振興室	-	-	-	-	-	-
建設部	6	15	2 (2)	-	-	23
建設企画課	-	-	-	-	-	-
都市計画課	1	-	-	-	-	1
土木課	-	-	-	-	-	-
維持管理課	1	1	-	-	-	2
建築住宅課	-	-	-	-	-	-
建築指導課	4	14	2 (2)	-	-	20
淀江支所	-	-	-	-	-	-
地域生活課	-	-	-	-	-	-
よどえまちづくり推進室	-	-	-	-	-	-
会計課	-	1	-	-	-	1
【教育委員会】	10	2	-	-	-	12
教育総務課	-	-	-	-	-	-
学校教育課	9	-	-	-	-	9
生涯学習課	-	-	-	-	-	-
文化課	1	-	-	-	-	1
体育課	-	2	-	-	-	2
学校給食課	-	-	-	-	-	-
【選挙管理委員会】	-	-	-	-	-	-
【公平委員会】	-	-	-	-	-	-
【監査委員】	-	-	-	-	-	-
【農業委員会】	-	-	-	-	-	-
【固定資産評価審査委員会】	-	-	-	-	-	-
【水道事業管理者】	-	-	-	-	-	-
【議会】	-	-	-	-	-	-
合 計	36	43	3 (2)	1	-	83

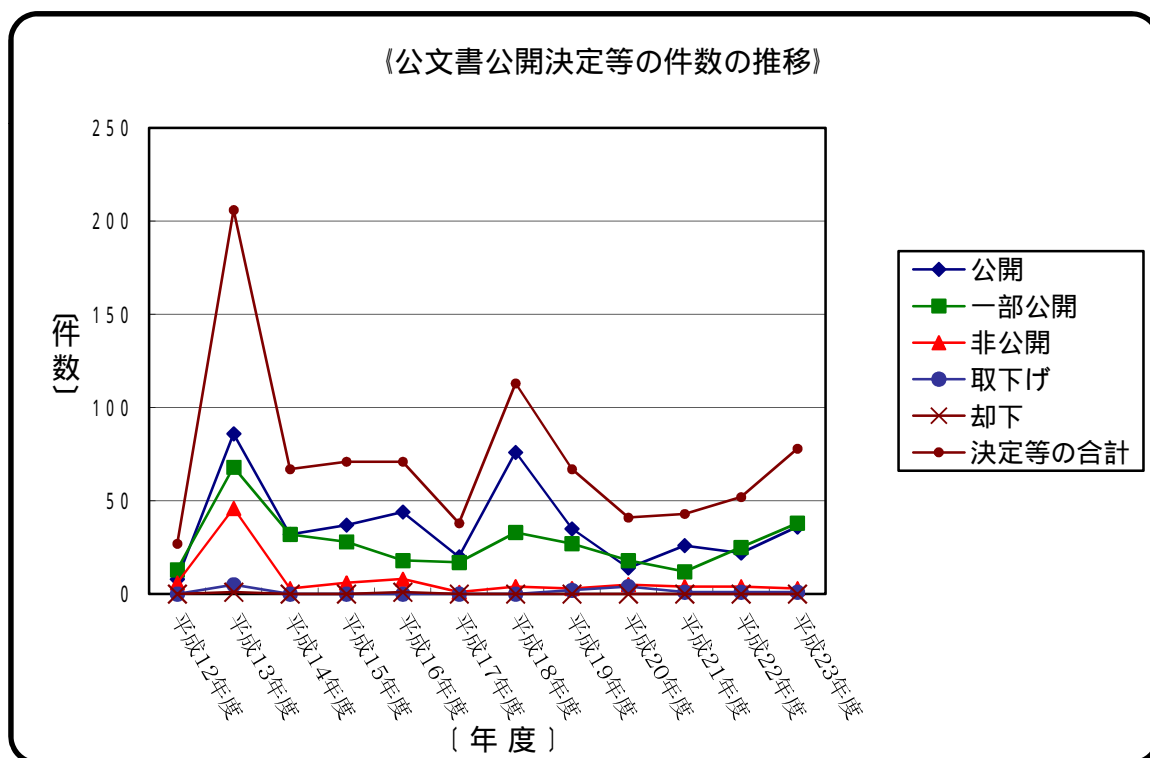
イ 請求者区分別

請求者区分		決定等内訳					合 計
		公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
市 内	個 人	7	27	2 (1)	-	-	36
	法 人	17	6	1 (1)	-	-	24
市 外	個 人	3	-	-	-	-	3
	法 人	9	5	-	1	-	15
合 計		36	38	3 (2)	1	-	78

一件の公開請求に係る公文書の所管課が複数となるものがあるため、アとイの合計は一致しません。

(2) 年度別公文書公開等決定件数

区 分 年 度	決定等内訳					合 計
	公 開	一部公開	非公開 (うち不存在)	取下げ	却下	
平成12年度	8	13	6 (6)	-	-	27
平成13年度	86	68	46 (44)	5	1	206
平成14年度	32	32	3 (3)	-	-	67
平成15年度	37	28	6 (6)	-	-	71
平成16年度	44	18	8 (8)	-	1	71
平成17年度	20	17	1	-	-	38
平成18年度	76	33	4 (4)	-	-	113
平成19年度	35	27	3 (3)	2	-	67
平成20年度	14	18	5 (5)	4	-	41
平成21年度	26	12	4 (4)	1	-	43
平成22年度	22	25	4 (2)	1	-	52
平成23年度	36	38	3 (2)	1	-	78



(3) 公文書公開請求の処理状況

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
1	H23. 4. 18	法人 (市外)	建築指導課	平成23年1月1日から同年3月31日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第1面・第2面・第3面（建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も含む）	公開	H23. 4. 28		
2	H23. 5. 6	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H23. 5. 12	個人情報 法人情報	
3	H23. 5. 6	個人 (市外)	維持管理課	市道電通通り土橋線歩道改良工事の金額入り工種類明細書及び施工単価表	公開	H23. 5. 23		
4	H23. 5. 6	個人 (市外)	計画整備課	長砂町枝線その4工事の金額入り工種類明細書及び施工単価表	公開	H23. 5. 23		
5	H23. 5. 9	個人 (市内)	総務管財課 環境事業課	(1)平成22年度新庁舎、駐車場に関する賃貸借契約書及び平成20年度の不動産鑑定評価書 (2)平成22年度クリーンセンター借地変更契約書	一部公開	H23. 5. 23	個人情報 法人情報	
6	H23. 5. 16	個人 (市内)	総務管財課	平成17年度から平成21年度までの新庁舎、第2庁舎、新庁舎駐車場に係る借地料報告書	一部公開	H23. 5. 31	個人情報 法人情報 事務事業情報	
7	H23. 5. 20	個人 (市内)	行政経営課	平成19年度及び平成23年度の顧問弁護士との契約書	一部公開	H23. 5. 27	法人情報	
8	H23. 5. 23	個人 (市内)	総務管財課	平成15年3月と平成16年3月に次の市有財産を米子市開発公社に売却したときのりん議書及び協議書 (1)元安倍車庫用地（安倍） (2)元国土交通省工事事務所用地（車尾） (3)元加茂市営住宅用地（両三柳） (4)元労働会館用地（久米町） (5)元彦名公民館用地（彦名町） (6)元保育園用地（祇園町）	公開	H23. 6. 2		
9	H23. 5. 27	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H23. 6. 6	法人情報	
10	H23. 5. 30	個人 (市外)	商工課	平成18年度に市が実施した米子市勤労青少年ホームの指定管理者募集において、指定管理者に選定された企業（団体等）が市に提出した事業計画書及び収支計画書（会社定款、納税証明、決算書などの添付書類は不要）	公開	H23. 6. 7		
11	H23. 6. 2	法人 (市内)	健康対策課	柵さんびるの指定申請書とそれに添付された事業計画書及び収支予算書	一部公開	H23. 6. 15	個人情報 法人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
12	H23. 6. 22	個人 (市内)	施設課	(1)内浜処理場悪臭軽減の嘆願書 (2) (1)に対する回答書 (3) 苦情電話処理報告書 (4) りん議「内浜処理場苦情電話の処理について（報告）」 (5) 安倍自治会との協議議事録 (6) 同意書（米子市以外の公共下水道汚泥焼却処理に関する地元合意について（米子市安倍自治会長） (7) 同意書（中ノ海二区自治会会長） (8) 公共下水道汚泥の広域的処理に関する協定書	一部公開	H23. 7. 25	個人情報	決定期限延長
13	H23. 6. 22	個人 (市内)	こども未来課	第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会に関する資料5（非公開部分）及び議事録（非公開部分）	一部公開	H23. 7. 4	事務事業情報 文書不存在	
14	H23. 6. 24	個人 (市内)	こども未来課	(1) 第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会に関する資料5（非公開部分）及び議事録（非公開部分） (2) 議事録を作成していない場合は I C データ又はテープ	一部公開	H23. 7. 4	事務事業情報 文書不存在	
15	H23. 6. 27	個人 (市内)	環境政策課	〇〇（法人）の騒音、振動、悪臭測定の結果	公開	H23. 7. 11		
16	H23. 6. 30	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H23. 7. 7	個人情報 法人情報	
17	H23. 7. 1	法人 (市外)	都市計画課	都市計画法又は土地区画整理法に基づく米子市内の土地区画整理事業（特定土地区画整理事業、ミニ区画整理事業も含む）で、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき米子市が事業計画・換地計画の許可をした事業のうち、平成12年1月1日から平成22年12月31日までに換地処理がなされた事業についての換地図その1（従前の土地図）、換地図その2（換地処分後の土地図）、施行地区位置図及び施行地区区域図並びに新旧（旧新）地番対照表	公開	H23. 7. 8		
18	H23. 7. 15	法人 (市外)	建築指導課	平成23年4月1日から同年6月30日確認のおりた「建築計画概要書」の第1面・第2面・第3面（建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知も含む）	公開	H23. 7. 28		
19	H23. 7. 15	個人 (市内)	建築指導課	淀江町大字佐陀地内の開発協定書（昭和57年5月25日協定締結） (1) 分譲建売住宅団地造成 (2) 町道佐陀川西線利用	一部公開	H23. 7. 21	法人情報	
20	H23. 7. 22	個人 (市内)	総務管財課 維持管理課 商工課 健康対策課 環境事業課	平成22年度の借地料がわかる契約書及び支払い方法がわかる契約書 (1) 市庁舎・駐車場 (2) 第2庁舎 (3) 憩いの道 (4) ローゼンセントラルビル (5) ふれあいの里 (6) クリーンセンター	一部公開	H23. 8. 3	個人情報 法人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
21	H23. 7. 22	個人 (市内)	体育課	平成22年度の湊山球場の借地料契約書及び支払い方法がわかる契約書	一部公開	H23. 8. 3	法人情報	
22	H23. 7. 22	個人 (市内)	こども未来課	(1) 第2回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の議事録又はI Cデータ並びに当日委員会で配られた資料 (2) 公立保育所民営化計画(第1次)に係る移管先法人募集に対して、法人が米子市に提出した申込書	一部公開	H23. 8. 8	個人情報 法人情報 事務事業情報 文書不存在	
23	H23. 8. 11	個人 (市内)	環境政策課	家屋破損による危険性について、〇〇(土地)にある〇〇(個人)所有の土地家屋に伴う文書	非公開	H23. 8. 19	個人情報	
24	H23. 8. 11	個人 (市内)	こども未来課	第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会で決定した移管先法人募集要項の中にあることについて (1) 募集に関わる質問(別紙4)について事業者から来た質問のすべてと市の回答 (2) 応募事業者説明会について事業者から出された参加申込書	一部公開	H23. 8. 26	個人情報	
25	H23. 8. 12	個人 (市内)	こども未来課	(1) 第3回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の議事録又はI Cデータ (2) 第3回米子市公立保育所移管先法人選考委員会に関して事前に委員に対して配られた資料及び当日配布された資料	一部公開	H23. 8. 29	法人情報 審議検討情報 事務事業情報 文書不存在	
26	H23. 8. 22	個人 (市内)	こども未来課	(1) 第4回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の議事録又はI Cデータ (2) 第4回米子市公立保育所移管先法人選考委員会に関して事前に委員に対して配られた資料及び当日配布された資料	一部公開	H23. 9. 6	事務事業情報 文書不存在	
27	H23. 9. 5	法人 (市内)	学校教育課	平成23年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会協議内容	公開	H23. 9. 12		
28	H23. 9. 9	個人 (市内)	学校教育課	(1) 平成24年度使用中学校教科用図書採択結果・理由 (2) 平成24年度使用中学校教科用図書採択協議会議事録 (3) 同採択協議会委員名簿 (4) 同採択協議会調査員名簿	公開	H23. 9. 22		
29	H23. 9. 12	法人 (市外)	学校教育課	平成24年度版中学校教科用図書の西部地区採択に関係する文書 (1) 採択結果及び採択理由 (2) 採択協議会日程・協議会委員名・協議会議事録 (3) 教科書選定のための資料作成調査研究員・調査日程・調査資料	公開	H23. 9. 22		
30	H23. 9. 13	法人 (市外)	学校教育課	平成23年度西部地区教科用図書採択協議会に係る次の文書 (1) 協議内容 (2) 調査員資料 (3) 調査員一覧表 (4) 委員名簿 (5) 採択が適当と思われる教科書の特長一覧	公開	H23. 9. 22		

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
31	H23. 9. 13	個人 (市内)	収税課	彦名一区納税組合の平成18年度から平成22年度までの納税貯蓄組合補助金交付申請書及び同補助金交付申請領収書	一部公開	H23. 9. 20	個人情報 法人情報	
32	H23. 9. 14	個人 (市内)	収税課	彦名第一区の平成18年度から平成22年度までの米子市納税貯蓄組合運営費に係る補助金交付決定通知書	一部公開	H23. 9. 20	個人情報	
33	H23. 9. 14	法人 (市外)	学校教育課	(1)平成23年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会に係る次の文書 ①採択結果 ②採択の観点 ③採択協議会委員名簿 ④協議結果（音楽のみ） ⑤採択する教科用図書の主な特徴 ⑥協議会開催日程 (2)平成23年度中学校教科用図書の調査員及び調査結果（音楽のみ）	公開	H23. 9. 22		
34	H23. 9. 14	法人 (市外)	学校教育課	平成23年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会協議内容、委員名簿、調査結果、調査員名簿（数学、理科のみ）	公開	H23. 9. 22		
35	H23. 9. 27	個人 (市内)	市民自治推進課	米子市民自治基本条例素案提出から原案作成に至る市内部での検討経過がわかるものすべて	公開	H23. 10. 12		
36	H23. 9. 30	個人 (市内)	総務管財課	湊山球場の継続賃料の不動産鑑定評価書	一部公開	H23. 10. 17	個人情報 法人情報	
37	H23. 9. 30	個人 (市内)	体育課	平成27年度以降の湊山球場の土地賃貸借契約書	一部公開	H23. 10. 17	個人情報 法人情報	
38	H23. 9. 30	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H23. 10. 7	法人情報	
39	H23. 10. 3	法人 (市外)	総務管財課	住居表示台帳の写し				取り下げ
40	H23. 10. 12	法人 (市外)	建築指導課	平成23年7月1日から同年9月30日までに確認のおりた「建築計画概要書」の第1面・第2面・第3面（建築基準法第18条の規定に基づき行政庁等が建築主となる計画通知及び指定確認検査機関分も含む）	一部公開	H23. 10. 26	法人情報	
41	H23. 10. 14	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H23. 10. 25	法人情報	
42	H23. 10. 27	個人 (市内)	商工課	勤労青少年ホームの指定管理業務に応募した法人等の応募書類のうち、事業計画書、収支予算書及び財務諸表並びに選定基準評定票	一部公開	H23. 11. 28	個人情報 法人情報	決定期限 延長
43	H23. 10. 27	個人 (市内)	観光課	米子市観光センターの指定管理業務に応募した法人等の応募書類のうち、事業計画書、収支予算書、財務諸表及び欠格条項に該当しないことを説明した書類並びに選考基準評定票	一部公開	H23. 11. 11	個人情報 法人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
44	H23. 11. 2	法人 (市外)	学校教育課	(1)採択が適当である中学校教科用図書一覧表 (2)採択が適当であると思われる教科書の特徴一覧(中学校) (3)調査結果報告書作成の視点(各教科共通) (4)平成23年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会委員 (5)同採択協議会協議内容 (6)同調査結果報告書(中学校) (7)平成23年度中学校教科書調査員一覧 (8)平成23年度教科書採択に係る日程	公開	H23. 11. 10		
45	H23. 11. 11	法人 (市内)	計画整備課	平成22年9月7日入札執行外浜処理区下水道工事実施設計委託その9設計書 (金入)当初分、変更分	公開	H23. 11. 28		
46	H23. 11. 14	法人 (市内)	商工課	米子市勤労青少年ホームの指定管理応募に係るアイカム㈱の事業計画書、 収支予算書及び財務諸表	一部公開	H23. 11. 28	個人情報 法人情報	
47	H23. 11. 30	法人 (市外)	健康対策課	米子市福祉保健総合センターの現在の指定管理者が提出した指定管理者申 請書中、施設の管理運営に関する事業計画書及び施設の管理運営に関する 収支予算	一部公開	H23. 12. 13	個人情報	
48	H23. 12. 19	個人 (市内)	建築指導課	建築確認概要書	一部公開	H23. 12. 21	個人情報	
49	H24. 1. 4	個人 (市内)	市民課	平成20年4月から平成23年11月までに米子市で請求された〇〇司法書士名に よる戸籍謄本、住民票等職務上請求書及び行政書士〇〇による職務上請求 書	一部公開	H24. 1. 12	個人情報 法人情報	
50	H24. 1. 10	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24. 1. 16	法人情報	
51	H24. 1. 23	法人 (市外)	文化課	史跡上淀廃寺跡便益施設新築機械設備工事(整理番号文14平成23年度第4四 半期)工事設計書(図面、一般的事項、特記事項を除く)	公開	H24. 2. 8		決定期限 延長
52	H24. 1. 30	個人 (市内)	学校教育課	平成23年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会協議内容(公民、地理、 歴史)	公開	H24. 2. 6		
53	H24. 1. 31	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	公開	H24. 2. 9		
54	H24. 2. 1	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24. 2. 9	個人情報	
55	H24. 2. 9	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24. 2. 17	法人情報	
56	H24. 2. 13	法人 (市内)	建築指導課	工事施工者の記載されている建築確認及び検査に係る台帳	非公開	H24. 2. 14	文書不存在	
57	H24. 2. 17	法人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24. 2. 21	法人情報	

No	受付年月日	請求者 区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
58	H24. 2. 22	法人 (市内)	業務課	東福原1丁目枝線工事の工事成績評価 (1) 工事成績採点表 (2) 項目別評価内訳書 (3) 工事成績評価の調査項目別運用表	公開	H24. 3. 6		
59	H24. 2. 22	法人 (市内)	業務課	彦名町枝線その22工事の工事成績評価 (1) 工事成績採点表 (2) 項目別評価内訳書 (3) 工事成績評価の調査項目別運用表	公開	H24. 3. 6		
60	H24. 2. 22	法人 (市内)	業務課	彦名町枝線その23工事の工事成績評価 (1) 工事成績採点表 (2) 項目別評価内訳書 (3) 工事成績評価の調査項目別運用表	公開	H24. 3. 6		
61	H24. 2. 22	法人 (市内)	業務課	彦名町枝線その25工事の工事成績評価 (1) 工事成績採点表 (2) 項目別評価内訳書 (3) 工事成績評価の調査項目別運用表	公開	H24. 3. 6		
62	H24. 2. 22	法人 (市内)	業務課	両三柳枝線その27工事の工事成績評価 (1) 工事成績採点表 (2) 項目別評価内訳書 (3) 工事成績評価の調査項目別運用表	公開	H24. 3. 6		
63	H24. 2. 22	法人 (市内)	業務課	福市枝線その25工事の工事成績評価 (1) 工事成績採点表 (2) 項目別評価内訳書 (3) 工事成績評価の調査項目別運用表	公開	H24. 3. 6		
64	H24. 2. 22	法人 (市内)	業務課	米原6丁目西福原2丁目枝線工事の工事成績評価 (1) 工事成績採点表 (2) 項目別評価内訳書 (3) 工事成績評価の調査項目別運用表	公開	H24. 3. 6		
65	H24. 2. 22	法人 (市内)	業務課	藪中第一幹線工事の工事成績評価 (1) 工事成績採点表 (2) 項目別評価内訳書 (3) 工事成績評価の調査項目別運用表	公開	H24. 3. 6		
66	H24. 2. 22	法人 (市内)	業務課	西福原9丁目枝線その4工事の工事成績評価 (1) 工事成績採点表 (2) 項目別評価内訳書 (3) 工事成績評価の調査項目別運用表	公開	H24. 3. 6		

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
67	H24. 2. 22	法人 (市内)	業務課	蚊屋枝線工事の工事成績評定 (1) 工事成績採点表 (2) 項目別評定内訳書 (3) 工事成績評定の考査項目別運用表	公開	H24. 3. 6		
68	H24. 2. 22	法人 (市内)	業務課	西福原6丁目枝線その5工事の工事成績評定 (1) 工事成績採点表 (2) 項目別評定内訳書 (3) 工事成績評定の考査項目別運用表	公開	H24. 3. 6		
69	H24. 2. 22	法人 (市内)	業務課	蚊屋幹線その2工事の工事成績評定 (1) 工事成績採点表 (2) 項目別評定内訳書 (3) 工事成績評定の考査項目別運用表	公開	H24. 3. 6		
70	H24. 2. 23	法人 (市内)	業務課	陽田町枝線その5工事の工事成績評定 (1) 工事成績採点表 (2) 項目別評定内訳書 (3) 工事成績評定の考査項目別運用表	公開	H24. 3. 6		
71	H24. 2. 28	法人 (市内)	建築指導課	道路指定申請書（昭和39年7月23日受）のうちの公図	公開	H24. 3. 7		
72	H24. 2. 29	法人 (市外)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24. 3. 7	個人情報 法人情報	
73	H24. 3. 2	個人 (市内)	学校教育課	(1) 採択に相当であると思われる教科書の特徴一覧（中学校）（公民、歴史） (2) 調査結果報告書作成の観点（各教科共通） (3) 平成23年度鳥取県西部地区教科用図書採択協議会委員 (4) 同採択協議会協議内容（公民、歴史） (5) 同教科用図書調査結果報告書〈中学校〉（公民、歴史） (6) 平成23年度中学校教科書調査員一覧	公開	H24. 3. 2		
74	H24. 3. 2	個人 (市内)	建築指導課	建築計画概要書	一部公開	H24. 3. 12	法人情報	
75	H24. 3. 13	法人 (市内)	業務課	高瀬第一幹線工事及び法勝寺町枝線工事の工事成績評定 (1) 工事成績採点表 (2) 項目別評定内訳書 (3) 工事成績評定の考査項目別運用表	公開	H24. 3. 21		
76	H24. 3. 14	個人 (市内)	総務管財課	憩いの道、ローズセントラルビル、クリーンセンター、湊山球場に係る不動産鑑定書	一部公開	H24. 3. 26	個人情報 法人情報	

No	受付年月日	請求者区分	所管課	請求内容又は公文書名	決定区分	決定年月日	非公開の理由	備考
77	H24. 3. 15	個人 (市内)	会計課	新庁舎、駐車場、第2庁舎、憩いの道、クリーンセンター、ローズセントラルビル、湊山球場に係る借地料のうち、平成22年12月1日から平成24年2月未までに支払ったものの支払額と支払日についてわかる文書	一部公開	H24. 3. 27	個人情報 法人情報	
78	H24. 3. 26	個人 (市内)	建築指導課	〇〇（所在地）の〇〇（法人）の技術的基準を確認するために必要となる図書 (1) 付近見取図 (2) 配置図 (3) 申請階平面図（安全対策案図） (4) 各階平面図（申請階以外） (5) 立面図（2面） (6) 断面図（2面） (7) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場安全対策調書	非公開	H24. 3. 29	文書不存在	

2 個人情報保護制度

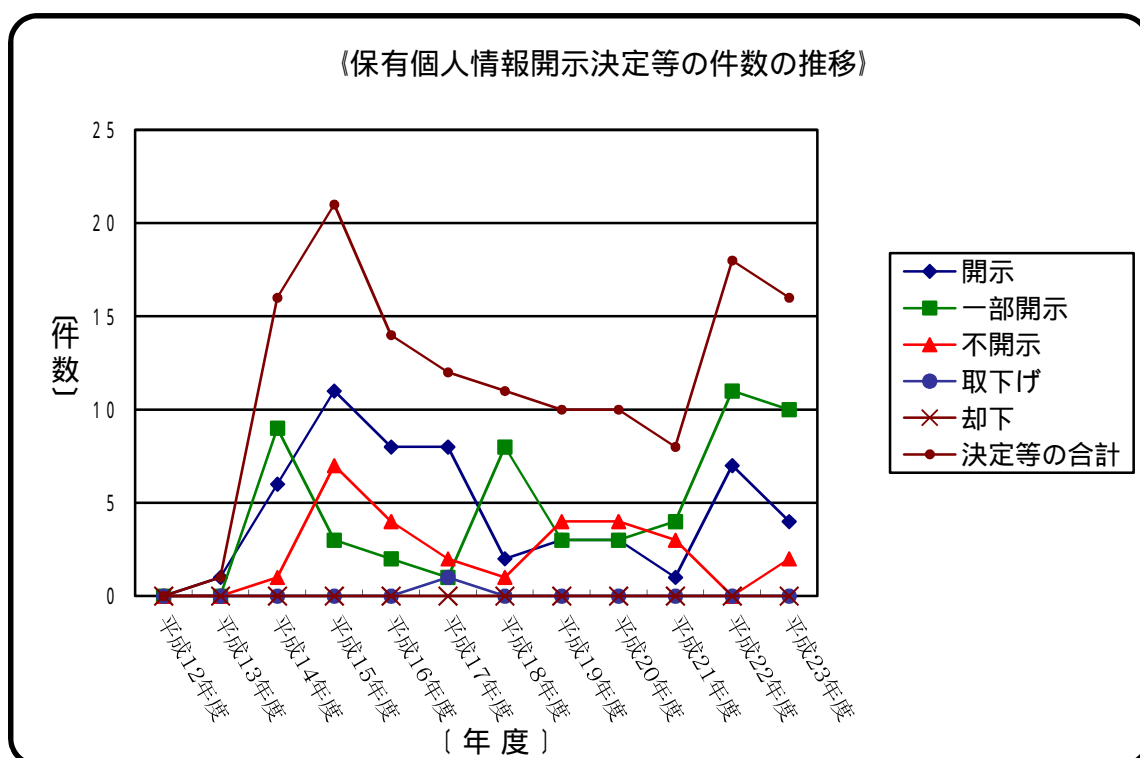
平成23年度は、16件の保有個人情報開示請求がありました。

主な請求内容は、住民税課税資料のほか、住民票の写し等交付申請書等でした。請求に対する決定及び処理の状況は以下のとおりです。

(1) 各種請求に対する年度別決定件数

ア 請求区分：開示

区 分 年 度	決定等内訳					合 計
	開 示	一部開示	不開示 (うち不存在)	取下げ	却下	
平成12年度	-	-	-	-	-	-
平成13年度	1	-	-	-	-	1
平成14年度	6	9	1 (1)	-	-	16
平成15年度	11	3	7 (7)	-	-	21
平成16年度	8	2	4 (4)	-	-	14
平成17年度	8	1	2 (2)	1	-	12
平成18年度	2	8	1 (1)	-	-	11
平成19年度	3	3	4 (4)	-	-	10
平成20年度	3	3	4 (3)	-	-	10
平成21年度	1	4	3 (3)	-	-	8
平成22年度	7	11	-	-	-	18
平成23年度	4	10	2 (2)	-	-	16



イ 請求区分：訂正、利用の停止、消去、提供の停止

区分 年度	決定等内訳												取下げ	却下	合計
	訂正			利用の停止 (目的外利用 の中止)			消去 (削除)			提供の停止 (外部提供の 中止)					
	全部訂正	一部訂正	請求棄却	全部削除	一部削除	請求棄却	全部中止	一部中止	請求棄却	全部中止	一部中止	請求棄却			
平成12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成14年度	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3	-	-	6
平成15年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成16年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成17年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成18年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成19年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成21年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成22年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成23年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

()内は、米子市個人情報保護条例の平成20年4月1日施行の改正以前の請求区分

(2) 各種請求の処理状況 (請求区分 : 開示、訂正、利用の停止、消去、提供の停止)

(平成 2 3 年 4 月 1 日 ~ 平成 2 4 年 3 月 3 1 日)

No	受付 年月日	請求 区分	請求内容	所管 課	決定 年月日	決定区分 (不開示の 理由)
1	H23.6.24	開示	平成 17 年中の所得がわかる課税資料	市民 税課	H23.6.30	一部開示 (第三者の 個人情報)
2	H23.6.28	開示	平成 17 年中の所得がわかる課税資料	市民 税課	H23.6.30	不開示 (文書不存在)
3	H23.7.13	開示	平成 22 年 4 月 6 日から平成 23 年 7 月 12 日までの離婚届の受理証明に係る戸 籍届出等に関する諸証明申請書	市民 課	H23.7.21	不開示 (文書不存在)
4	H23.8.22	開示	平成 23 年 5 月 2 日から同年 8 月 21 日ま での住民票の写し等交付申請書	市民 課	H23.8.30	開示
5	H23.8.23	開示	平成 年ごろ (住所)に住んでいた (個人)が虐待を受けて米子市に保 護された際に、同市が作成した書類及び その他この虐待に関連する資料	長寿 社会 課	H23.9.7	一部開示 (第三者の 個人情報)
6	H23.9.9	開示	平成 11 年 12 月 16 日 (個人)印のあ る申立書 4 枚	福祉 課	H23.9.21	一部開示 (第三者の 個人情報)
7	H23.10.21	開示	平成 15 年分から平成 17 年分までの課税 資料	市民 税課	H23.10.25	一部開示 (第三者の 個人情報)
8	H23.10.24	開示	平成 12 年分から平成 17 年分までの課税 資料	市民 税課	H23.11.1	一部開示 (第三者の 個人情報)
9	H23.12.16	開示	請求者が (土地)に所有する家屋の 固定資産家屋評価図面	固定 資産 税課	H23.12.26	一部開示 (第三者の 個人情報)
10	H24.1.10	開示	請求者が平成 21 年秋以降米子市維持 管理課担当者に相談した隣家の庭木の 落葉処置の件に関する記録	維持 管理 課	H24.1.18	一部開示 (第三者の 個人情報、 非公開情報)
11	H24.1.24	開示	平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 1 月 23 日までの住民票の写し等交付申請書 及び戸籍・身分証明書等交付申請書	市民 課	H24.1.31	一部開示 (文書不存在)

No	受付 年月日	請求 区分	請求内容	所管 課	受付 年月日	決定区分 (不開示の 理由)
12	H24.2.15	開示	(個人)の平成 年 月の交通事故直前とそれ以後の要介護認定に係る主治医意見書及び認定等資料	長寿 社会 課	H24.2.29	開示
13	H24.2.21	開示	平成 15 年分から平成 17 年分までの課税資料	市民 税課	H24.2.24	一部開示 (第三者の 個人情報)
14	H24.2.21	開示	(1) (個人)が所有する (土地)に係る (法人)から提出された事業計画書 (2) (個人)が平成 年 月 日に提出した (土地)に係る通知書に対する農業委員会の受理に関する起案書及び受理通知	農業 委員 会	H24.2.29	一部開示 (法人情報、 第三者の 個人情報、 文書不存在)
15	H24.3.2	開示	請求者が (土地)に所有する建物の未登記家屋所有者確認届	固定 資産 税課	H24.3.8	開示
16	H24.3.7	開示	請求者が平成 24 年 3 月 6 日に相談した内容に関する書類で住所・氏名の記載のあるもの	市民 相談 課	H24.3.19	開示

なお、上記のうち、市外からの請求はありませんでした。

(3) 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、「個人情報取扱事務の名称」、「個人情報取扱事務の目的」及び「個人情報の記録項目」等を市長に届け出なければなりません。

個人情報取扱事務届出件数 808.件

(4) 個人情報外部提供等に係る総務管財課協議（協議件数）

市が保有している市民の皆さんの個人情報を適正に管理するため、次のことに関しては総務管財課に協議することになっています。

ア 個人情報を取り扱う事務を開始・変更・廃止するとき（58件）

イ 個人情報の収集は原則として、本人から行うこととしているが、例外的に本人以外収集を行う必要があるとき（22件）

ウ 目的外利用（所管課が保有する個人情報を収集した目的以外で、同一実施機関内に限り利用すること）は原則として、禁止しているが、例外的に目的外利用を行う必要があるとき（23件）

エ 外部提供（所管課が保有する個人情報を実施機関以外の者へ提供すること）は原則として、禁止しているが、例外的に外部提供を行う必要があるとき（24件）

個人情報取扱事務についてまとめたものを情報公開コーナー（米子市役所本庁舎3階総務管財課隣り）に一覧リストとして備え付けていますので、閲覧希望の方はお越しください。

3 米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

(1) 概要

米子市情報公開・個人情報保護審査会とは、公文書非公開決定、保有個人情報不開示決定等に対する異議申立てを審査するとともに、制度全般の運営等について審議をする市長の附属機関です。

(2) 会議の開催回数

15回

(3) 開催内容等

米子市情報公開条例及び米子市個人情報保護条例に基づく実施機関の次の諮問について、調査審議を行いました。(前年度からの継続審議 0件)

- ア 個人情報の実施機関以外の者への提供に関する事項 1件
- イ 個人情報の本人以外の者からの収集に関する事項 1件
- ウ 公文書の一部公開決定及び非公開決定に対する異議申立てに関する事項 4件
- エ 保有個人情報の一部開示決定に対する異議申立てに関する事項 1件

No	諮問 受付 年月 日	趣 旨	所 管 課	審査会 答申内容	実施機関 決定内容
1	H23. 4.21	民生委員・児童委員に対し、在宅高齢者実態調査の調査対象世帯の高齢者に係る住民基本台帳に基づく個人情報の外部提供をすることの妥当性について	長 寿 社 会 課	H23.7.14 外部提供可 (資料2 参照)	審査会の答申を尊重し、本件外部提供を実施する。
2	H23. 5.31	不法投棄監視カメラによる画像の記録収集の可否について	環 境 政 策 課	H23.7.11 本人以外 収集可 (資料1 参照)	審査会の答申を尊重し、本件本人以外収集を実施する。

No	諮問 受付 年月 日	趣 旨	所 管 課	審査会 答申内容	実施機関 決定内容
3	H23. 8.4	次の公文書の公開請求に対し、一部を非公開とした処分を取り消し、公開を求める異議申立てについて (1)第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の資料5（非公開部分） (2)第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の議事録（非公開部分）、議事録を作成していない場合はICデータ又はテープ	こども未来課	H23.11.17 一部認容 (資料3 参照)	審査会の答申を尊重し、非公開とした部分のうち一部を公開し他の部分は異議申立てを棄却した。
4	H23. 8.30	次の公文書の公開請求に対し、非公開とした処分を取り消し、公開を求める異議申立てについて (個人)所有の(土地)にある土地家屋に係る家屋破損による危険性についての文書	環境政策課	H23.11.17 一部認容 (資料4 参照)	審査会の答申を尊重し、非公開とした部分のうち一部を公開し他の部分は異議申立てを棄却した。
5	H23. 10.17	次の公文書の公開請求に対し、一部を非公開とした処分を取り消し、公開を求める異議申立てについて (1)第2回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の議事録又はICデータ (2)第2回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の当日委員会で配られた資料 (3)第1次公立保育所民営化実施計画に係る移管先法人募集に対して法人が米子市に提出した申込書	こども未来課	(審議中)	-
6	H23. 11.18	次の公文書の公開請求に対し、一部を非公開とした処分を取り消し、公開を求める異議申立てについて 第4回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の当日委員会で配られた資料	こども未来課	(審議中)	-

No	諮問 受付 年月 日	趣 旨	所 管 課	審査会 答申内容	実施機関 決定内容
7	H23. 12.1	次の保有個人情報開示請求に対し、一部を不開示とした処分を取り消し、開示を求める異議申立てについて 平成11年12月16日に（個人）が福祉課に提出した申立書4枚	福祉課	（審議中）	-
8	H23. 12.5	財団法人米子市学校給食会に対し、学校給食費未納者の未納情報等の外部提供をすることの妥当性について	学校給食課	H24.2.13 外部提供可 (資料5 参照)	審査会の答申を尊重し、本件外部提供を実施する。

(4) 審査会委員

平成24年3月31日現在

役 職	氏 名	職 名 等
会 長	中 村 英 樹	大学准教授
	網 崎 孝 志	大学教授
	清 水 久 代	家庭裁判所調停委員
	中 尾 慶 治 郎	元 小学校校長
	林 一 蔵	弁護士

(会長を除きアイウエオ順)

4 外郭団体の情報公開制度

(1) 制定・施行団体 9 団体

ア 米子市が資本金（出資金）を 1 / 2 以上出資（出捐）している法人

- 社会福祉法人米子福祉会
- 米子市土地開発公社
- 財団法人米子市開発公社
- 財団法人米子市生活環境公社
- 財団法人米子市教育文化事業団

イ ア以外の法人

- 財団法人中海水鳥国際交流基金財団
- 社会福祉法人米子市社会福祉協議会
- 財団法人米子市学校給食会
- 米子市土地改良協会

(2) 処理状況

米子市土地開発公社 公開請求 1 件
 （決定区分：一部公開 非公開の理由：個人情報）
 その他の団体では、公開請求等はありませんでした。

5 米子市日吉津村中学校組合の情報公開・個人情報保護制度

(1) 情報公開制度

公開請求等はありませんでした。

(2) 個人情報保護制度

開示請求等はありませんでした。

(3) 米子市日吉津村中学校組合情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

ア 会議の開催回数 2 回

イ 開催内容等

米子市日吉津村中学校組合個人情報保護条例に基づく実施機関の次の諮問について、調査審議を行いました。（前年度からの継続審議 0 件）

No	諮問受付 年月日	趣 旨	審査会 答申内容	実施機関 決定内容
1	H23. 12.5	財団法人米子市学校給食会に 対し、学校給食費未納者の未納 情報等の外部提供をすること の妥当性について	H24.2.13 外部提供可 (資料 6 参照)	審査会の答申を 尊重し、本件外部 提供を実施する。

《 資 料 》

答 申

【 諮問 件 名 】

不法投棄監視カメラによる画像の記録収集の可否について

1 審査の経緯

米子市長(以下「実施機関」という。)から平成 2 3 年 5 月 3 1 日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

2 当審査会の個人情報の取扱いに関する考え方

米子市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 7 条第 1 項において、実施機関は個人情報を収集するときは、その目的を明らかにするとともに、適法かつ公正な手段により、当該目的の達成のために必要な範囲内で行わなければならないこととされている。また、同条第 2 項において、個人情報の収集は、原則として当該個人情報に係る本人から行わなければならないとされており、その例外となる場合について、同条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げられている。本件諮問に係る不法投棄監視カメラ(以下「監視カメラ」という。)の画像に含まれる個人情報の収集(以下「本件個人情報収集」という。)については、同条第 2 項第 1 号から第 5 号までには該当しないため、同条第 2 項第 6 号に該当し得る公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうか問題となる。

また、本件個人情報収集の対象となる個人情報は、淀江町中間地内に設置する予定である監視カメラ(以下「当該監視カメラ」という。)により画像データとして記録されるもの(以下「画像」という。)であり、具体的には、個人の容姿、行動、車両の登録番号(以下「容姿等」という。)である。監視カメラの設置・運用は、設置者の自由に委ねられているのが現状であるが、「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう、姿態を撮影されない自由を有する」(最高裁大法廷昭和 4 4 年 1 2 月 2 4 日判決)のであり、監視カメラによって、その設置者が無制限に人の容姿等を撮影し、その画像を記録、保管するとしたら、撮影される個人の権利利益を害するおそれがある。

そこで、監視カメラの有用性を踏まえつつ、個人の権利利益の保護に配慮した監視カメラ及び画像の管理に関する適正な運用方針を策定し、それを厳格に運用することが必要不可欠である。現在、法律として国の基準が示されていない状況においては、監視カメラの設置者となる実施機関においてそれ

を行わなければならない。適正な運用方針を厳格に運用することによってはじめて、人がみだりにその容姿等を撮影されない自由や権利の保護と、不法投棄の未然防止と行為者の特定による投棄された廃棄物の適正な処理という監視カメラの設置目的との調和が、実現されうるのである。

3 個人情報収集に係る適法性、公正性及び公益性

米子市においては、山間部の道路脇などの人目につかない場所への可燃物や家電製品等の不燃物など廃棄物の不法投棄が多発しているところである。そのため、実施機関において市内パトロールを行い、不法投棄された廃棄物への警告シールの貼付、不法投棄に対する注意を喚起する看板の設置など対策に取り組んできているところであるが、常時のパトロールは困難であり、人的活動のみでは限界があることから、不法投棄の根絶には至っていない状況である。

そこで実施機関においては、不法投棄の未然防止と不法投棄された廃棄物の適正な処理を図るために、効果があると考えられる監視カメラの設置を計画したものである。

その設置場所の選定に当たっては、不法投棄が常習的に行われている地点の中から、当該地点の周辺の状況や、投棄された廃棄物の内容及びその態様から判断した不法投棄の故意性を勘案し、淀江町中間地内を予定している。

したがって、当該監視カメラについては、現に不法投棄が多く発生する地点に限定して設置されること、また、24時間体制のパトロールなどのような対策が現状では困難であることを考慮すると、その設置には必要性があり、かつ、代替性がないものと認められる。

また、監視カメラの設置については、全国的に依然として不法投棄が問題となっている中で、各自治体において不法投棄の防止を目的として採用されているところであり、その効果が認められている。ただし、市民の快適な生活環境の保全を図ることがその設置目的であることを念頭において、人がみだりにその容姿等を撮影されない自由や権利との調和を図ることによってはじめて、その目的を達成しうるものであり、そのためには、監視カメラによる個人情報の収集に対する市民の理解が不可欠である。しかし、当該監視カメラの撮影対象区域内に立ち入る者を事前に特定することはできないため、それらの者すべてから、個別にその撮影について同意を得ることは不可能である。そのため、実施機関は、当該監視カメラの設置場所に監視カメラを設置している旨を掲示することにより、撮影対象区域に立ち入る者に対して理解を求めることとしている。同時に、それにより、監視カメラの設置目的である不法投棄の防止効果も期待できる。

以上のことから、当該監視カメラの設置は、不法投棄の防止と行為者を特

定することにより、不法投棄された廃棄物を適正に処理することに寄与し、地域の快適な生活環境の保全が図られることが期待され、実施機関が本件個人情報収集を行う公益性は高いものであると認められる。

4 個人情報の保護と利用の原則

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。そのためには、個人情報の適正な収集のみならず、収集した個人情報の保管・管理及び利用が適正に行われることが不可欠である。したがって、実施機関は、当該監視カメラにより撮影された画像の保管・管理及び利用について、あらかじめ適切な措置を定め、それを厳格に運用することにより、本件個人情報収集が個人の権利利益の侵害につながるものがないようにしなければならない。

当該監視カメラにより撮影された画像は、画像記録装置内の映像記録媒体に記録される。当該画像記録装置は、強固な支柱に鎖で固定され、厳重に施錠されたボックスの中に保管することにより、盗難を防止する。さらに、当該監視カメラにより撮影され、映像記録媒体に記録された画像については、保存期間を原則2週間とし、保存期間を経過した画像は機械的にただちに消去することとしている。

以上により、個人情報を保管・管理する上での安全対策上の措置が施されていると認められる。

また、画像はあくまで不法投棄の防止と不法投棄が行われた場合におけるその対応策の検討に資するという当該監視カメラの設置目的に沿って撮影、記録されるのであり、実施機関の職員は不法投棄が行われた事実が確認できた場合に限り画像を確認することとしており、画像に記録されている本人以外の第三者への提供はしないこととしている。これにより、個人情報を利用する上での原則が定められていると認められる。

ただし、画像の利用又は提供については、前述のとおり原則禁止されているものの、法令等に基づく場合、及び、市民の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のために必要であると認められる場合は、例外として利用又は提供する可能性があるとされている。しかし、そのような場合であっても、個人の権利利益を保護するという観点から、条例に基づき、当該利用又は提供については、特に厳格かつ慎重な判断を行うべきである。

なお、当審査会は、実施機関から提出された「米子市不法投棄監視カメラの運用等に関する要綱(案)」を中心として審査を行った。その上で、実施機関がこれを厳格に運用する限り、個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと考えるものである。

5 個人情報収集の可否（結論）

上記のとおり、当該監視カメラを設置し運用することは、当該地点の不法投棄の防止につながることで、さらに、それにより地域の快適な生活環境の保全につながることで期待されることから、本件個人情報収集を行う公益性は高いものであると認められる。

また、本件個人情報収集は、不法投棄の未然防止という目的で、特に不法投棄発生率の高い限られた地点で行うこととしており、当該地点は人の往来も少なく、撮影される可能性のある対象者が限定的であると考えられるうえ、この対象者も不法投棄が無くなることで利益を得る可能性が高い。したがって、本件個人情報収集により個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと判断する。

さらに、収集された個人情報に係る保護対策についても適正であると認められる。

よって、当審査会は、本件個人情報収集を可と認める。

なお、当該監視カメラの運用に際しては、地元自治会長への説明など周辺住民の理解を得る方策を講じる必要があると考える。

また、本答申は今回の諮問にある設置場所について判断するものであり、今後、今回とは別の場所に監視カメラを設置する場合は、改めて当審査会の判断を求めるよう要請するものである。

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成23年5月31日	実施機関から審査会に対して諮問
平成23年6月2日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員による審議内容に係る説明 実施機関による諮問内容に係る口頭説明 審議
平成23年6月30日 (本件に係る審査会第2回目)	答申の検討
平成23年7月5日 (本件に係る審査会第3回目)	答申の検討
平成23年7月11日	答申の決定

答 申

【諮問件名】

在宅高齢者実態調査の実施にあたり、民生委員・児童委員に調査対象となる世帯の高齢者の住民基本台帳に基づく個人情報の外部提供をすることの妥当性について

1 審査の経緯

米子市長(以下「実施機関」という。)から平成23年4月21日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

2 当審査会の個人情報の取扱いに関する考え方

米子市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第8条第1項において、実施機関は原則として保有する個人情報を外部提供してはならないこととされており、その例外となる場合について同条第1項第1号から第6号までに掲げられている。本件諮問に係る外部提供(以下「本件外部提供」という。)については、同条第1項第1号から第5号までには該当しないため、同条第1項第6号に該当し得る公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうか問題となる。

また、本件外部提供の対象となる個人情報は、実施機関が米子市民生委員児童委員協議会(以下「市民児協」という。)の協力を得て実施している在宅高齢者実態調査(以下「本調査」という。)の調査対象である、米子市に居住する65歳以上の高齢者(以下、単に「高齢者」という。)の一人暮らし世帯又は高齢者のみで構成される世帯(以下「対象世帯」という。)のうち、住民基本台帳から抽出された対象世帯の世帯員の氏名、住所、性別及び生年月日である。

外部提供される個人情報がこのような一人暮らし又は高齢者のみの世帯の高齢者に関するものであることから、仮に情報が漏えいするようなことがあれば、それを悪用され高齢者が犯罪被害にあう可能性も否定できない。

したがって、実施機関は、本調査の実施のために個人情報を外部提供することの公益性と市民児協及び個々の民生委員・児童委員(以下、単に「民生委員」という。)における個人情報の管理方法等を厳格に審査し、本件外部提供により個人の権利利益が侵害されないことがないよう、行政機関として適切かつ慎重な対応をとる必要がある。

3 個人情報外部提供に係る公益性

本調査は、これまで民生委員法第14条第5号の民生委員の職務として、民生委員の日常活動によって収集された情報を基に、民生委員によって調査が行われてきた。しかし、調査実績は住民基本台帳による対象世帯数の半数程度にとどまっている。

本件外部提供は、支援を必要としている高齢者への対応が近年ますます求められている状況があることから、本調査の調査精度を向上させるため、今年度から民生委員に住民基本台帳から抽出された対象世帯の個人情報を外部提供することにより、本調査の対象世帯をより正確に把握しようとするものである。

本件外部提供を行うことにより、調査未実施となる対象世帯の高齢者（以下「調査対象者」という。）の数を減らすことができ、実施機関と市民児協に所属する民生委員が、支援が必要な高齢者の実態を共に把握することができるようになり、よりきめ細かな地域福祉活動の推進が期待される。

また、本調査の調査票への記入は、次の二点に対する同意を前提に行われることになっている。

（1）地域福祉に資するため、調査票に記入した内容は、担当地区の地域包括支援センター及び担当区域の民生委員に提供されること。

（2）災害時の対応を目的として、調査票に記入した内容は、災害時対応担当課に提出され、米子市災害時要援護者台帳に登録されること。

調査対象者への本調査実施が広がり、上記の同意に基づいて調査票に記入した内容が適正に利用されることにより、多角的な高齢者支援体制の確立と緊急時における高齢者対応が迅速に行われることが期待される。

したがって、本調査の調査精度が向上し、支援が必要とされる高齢者の把握が推進されることにより、地域の高齢者に対する福祉の増進と各種支援の充実が期待されることから、実施機関が本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。

4 個人情報の保護とセキュリティ対策

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。そのためには、個人情報の外部提供は慎重に行われるべきであり、外部提供された個人情報の保管・管理及び利用も適正に行われることが不可欠である。

したがって、実施機関は、外部提供された個人情報の保管・管理及び利用について、あらかじめ適切な措置を定め、それを厳格に運用することにより、本件外部提供が個人の権利利益の侵害につながることをないようにしなければならない。

そのため、本調査の実施にあたり、実施機関は市民児協と連名で高齢者実態調査実施要領（以下「実施要領」という。）を作成し、本調査の実施に係る個人情報の外部提供の手順や外部提供された個人情報の取扱い方法及び管理方法並びに守秘義務遵守の徹底について定めることとしており、当審査会に提出された実施要領（案）の内容は次のとおりである。

実施機関は、住民基本台帳から抽出された調査対象者に係る住所、氏名、性別及び生年月日を市民児協に提供し、市民児協を構成する各地区民生委員児童委員協議会の場で各民生委員に名簿と調査票が割り振られ、民生委員はこれを基に調査対象者を訪問し、調査を実施する。その際、地域包括支援センター及び民生委員が情報を共有することに同意を得た場合のみ調査を実施し、同意が得られなければ調査をしない。ただし、実施機関のみが調査結果を利用することを条件として同意を得た場合は、直接実施機関に郵送等で提出するよう依頼する。

民生委員は、調査対象者が地区外転出、死亡等で調査の必要がなくなったときは、調査票を実施機関に返還する。また、民生委員は、実施機関から提供を受けた名簿及び回収した調査票を所定のファイルに保管し、実施機関に提出する際には、やむを得ず複製したものを含めて提出する。

以上のように、本人の同意を得た上で調査を実施すること、名簿及び調査票は所定のファイルに綴って保管されること、回収された調査票は複製した物も含めて実施機関に提出されることから、個人情報を保管・管理する上での安全対策上の措置が施されていると認められる。

また、住民基本台帳から抽出した調査対象者の氏名、住所、生年月日及び性別については、調査対象者を特定するため、民生委員の調査により、調査票に記載され、又は認識された個人情報及び支援等に伴い取得した個人情報については、当該調査対象者に対する支援等を実施するために、それぞれ利用するものとされ、目的外に利用してはならないとしている。これにより、個人情報を利用する上での原則が定められていると認められる。

5 個人情報の外部提供の可否（結論）

上記のとおり、本件外部提供をすることにより、調査対象者を正確に把握することができ、実施機関と市民児協に所属する民生委員による、よりきめ細やかな地域福祉活動の推進が期待される。

さらに、本調査の結果は、災害時の対応に有効利用されることが期待されることから、本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。

また、収集された個人情報に係る保護対策についても適正であると認められる。

しかしながら、

- (1) 調査対象者が、「なぜ民生委員が自分の情報を持っているのか。」という不安を抱く可能性も否定できず、その不安を解消するための説明責任が行政にはあると考えられること。
- (2) 民生委員法により民生委員には守秘義務が課されているが、義務に違反した場合の罰則規定がないことから、個人情報保護についての意識付けが徹底される必要があると考えられること。
- (3) 個人の権利利益の保護は最大限尊重されるべきであって、個人情報の外部提供は必要最低限の情報が、必要な範囲に限って提供される場合に許されることが考えられること。

以上のことから、当審査会は、本件外部提供を以下の付帯意見を付して可と認める。

- (1) この調査は市が住民基本台帳の情報を外部提供したうえで実施されていることを明示するべきであって、その旨を端的に書面で示すこと。
また、特に初めて訪問する世帯については、市から住民基本台帳の情報の提供を受けて訪問したことを明確に相手に伝え、併せて、個人情報の外部提供については、市において公益上の必要性について判断したうえで実施していることも説明すること。
- (2) 個人情報の外部提供を受ける市民児協及び民生委員に対し、従前どおり、守秘義務と個人情報の管理の徹底を求めること。例えば、対象世帯名簿を配布する際に民生委員から誓約書を徴することなど、その方法の可否も含めて検討すること。
- (3) 各民生委員に提供される名簿及び調査票は、当該民生委員の担当区域のものだけであることを、実施要領に明記すること。

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成23年4月21日	実施機関から審査会に対して諮問
平成23年4月21日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員による審議内容に係る説明 実施機関による諮問内容に係る口頭説明 審議
平成23年5月10日 (本件に係る審査会第2回目)	実施機関による諮問内容に係る口頭説明、質疑応答 審議
平成23年6月2日 (本件に係る審査会第3回目)	審議
平成23年6月30日 (本件に係る審査会第4回目)	実施機関による諮問内容に係る口頭説明、質疑応答 審議
平成23年7月5日 (本件に係る審査会第5回目)	答申案の検討
平成23年7月12日	答申の決定

答 申

【諮問件名】

公文書の一部公開決定に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人(以下「申立人」という。)が2011年7月25日付けで行い、米子市長(以下「実施機関」という。)が平成23年7月26日付けで受け付けた、同月4日付けで実施機関が行った公文書一部公開決定処分(発米こ第271号。以下「本件処分」という。)の取消しを求める異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)について、次のとおり判断する。

第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の資料5のうち、次のア及びウについては、公開すべきであるが、イについては、実施機関が非公開とした処分は妥当である。

ただし、イについて、これを公開しない理由が消滅する時期は、公立保育所民営化の第1次計画における移管先法人が決定されたときとするのが適当である。

ア 「1既存保育所の運営状況等(75点満点)」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の各配点に該当する内容の記述部分

イ 「2経営等及び事業計画(145点満点)」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の記載内容

ウ 「2経営等及び事業計画(145点満点)」の表中、印の記載事項のうち評価のポイントに該当する記述部分

第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の議事録(非公開部分)に該当するもの及び当該会議を録音したICデータについては、実施機関が不存在を理由として非公開とした処分は妥当である。

2 本件事案の経過

審査会において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

本件公文書公開請求

申立人は、平成23年6月22日、米子市長に対し、次の公文書の閲覧・視聴及び写しの交付を求める公文書公開請求を行った。

〔公開請求をする公文書〕

ア 第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の資料5(非公開部分)

イ 第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の議事録(非公開部分)、議事録を作成していない場合は当該会議を録音したICデータ又はテープ

本件処分

実施機関は、本件公文書公開請求に対し、平成23年7月4日、次のとおり公文書一部公開決定処分を行い、申立人に通知した。

〔公開する公文書〕

第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の資料5(以下「委員会資料」という。)

〔公開しないと決定した部分〕

ア 委員会資料のうち、「1既存保育所の運営状況等(75点満点)」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の各配点に該当する内容の記述部分(以下「運営状況の評価のポイント」と記す。)

イ 委員会資料のうち、「2経営等及び事業計画(145点満点)」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の記載内容及び印の記載事項のうち評価のポイントに該当する記述部分(以下「事業計画の評価のポイント」と記す。)

ウ 第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の議事録(非公開部分)に該当するもの(以下「非公開部分の議事録」と記す。)

エ 第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の会議を録音したICデータ(以下「ICデータ」と記す。)又はテープ(以下「テープ」と記す。)

〔一部を公開しない理由〕

ア 「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」については、これを公開すれば、法人の申込みの際に際してあらかじめ各評価項目の評価のポイント(いわゆる採点基準であり、どのような実態や提案内容が配点の満点であるのか等が示してある。)を公表することとなり、プロポーザルに参加する法人の競争性を低下させることとなる。よって、米子市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第7号アに該当し、公立保育所移管先法人選考の適正な遂行に著しい支障を及ぼすこととなるため。

イ 「非公開部分の議事録」、「ICデータ」及び「テープ」については、不存在のため。第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会は、会議の一部を非公開で開催した。その後、公開で開催した部分については議事録を作成したが、非公開で開催した部分については、そ

の審議内容をまとめたもののみを作成したため、「非公開部分の議事録」は作成しておらず文書が存在しない。また、当該会議はＩＣレコーダーで録音したが、当該ＩＣデータは、前述の議事録等を作成後、消去したため、「ＩＣデータ」は存在せず、「テープ」は当該会議の録音に用いておらず存在しない。

〔一部を公開しない理由が消滅する時期〕
なし。

本件異議申立て

申立人は、本件処分を不服とし、２０１１年７月２５日付けで本件処分の取消しを求める異議申立てを行い、実施機関は、平成２３年７月２６日付けでこれを受け付けた。

3 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、次のとおりである。

本件処分に関し、一部公開しないこととする部分があり、その部分を公開するとの決定を求める。

4 申立人の主張の要旨

一部を公開しない理由について

「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を公開しない理由として、条例第７条第７号アに該当するとしているが、特段それに該当するとは思えない。

「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」が事前にわかって、申込みをする法人がそれに合わせて既存保育所の運営状況や事業計画を変えようがないため、該当しない。百歩譲っても、公立保育所民営化の第１次計画（今回。以下同じ。）の移管先法人が決定した時点で公開すべきである。第２次計画以降に支障があると言うなら、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を変更すればよい。そもそも、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を公開すれば、申込みをする法人が満点となるよう努力することにより全体的なレベルが上がり、第２次計画以降の「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」をより高い基準に設定でき、さらに申込みをする法人の質の向上が図られるのであって、申込みをする法人の競争性を低下させることにはならないため、該当しない。

また、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイン

ト」を、公務員ではない者が委嘱されてなった米子市公立保育所移管先法人選考委員会委員（以下「選考委員」という。）は知っている。「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」は、第2次計画以降に選考委員となることはないであろう現在（第1次計画）の選考委員に守秘義務を課すほどの重大な秘密とは思えず、当該選考委員がその守秘義務に反したとしても罰則はなく、当該選考委員から外部に広まることも考えられることから、市の事務事業の遂行に著しい支障を及ぼすとは考えられないため、該当しない。

一部を公開しない理由が消滅する時期について

「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を公開しない理由が消滅する時期が「なし」となっているが、公立保育所民営化の第2次計画以降は確定していないため、第2次計画以降の業務に支障を及ぼすと言えば、第3次、第4次と続くうちに未来永久に公開しないこととなる。仮に第2次計画があったとしても、選考委員は第1次計画とは替わることは明らかで、継続性があるとは思えないし、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」は第2次計画以降に選考委員となることはないであろう現在（第1次計画）の選考委員に守秘義務を課すほどの重大な秘密とは思えず、当該委員から外部に広まることも考えられることから、第1次計画の移管先法人が決定した時点で公開すべきである。

「非公開部分の議事録」及び「ＩＣデータ」の不存在について

公立保育所民営化に係るこれまでの委員会等では、会議の公開、非公開に関わらず詳細な議事録が作成されてきた。しかし、第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会では、会議を非公開で開催した部分については詳細な議事録が作成されていない。さらに、当該会議を録音したＩＣデータもすぐに消去したとされている。ＩＣデータを、正確な議事録も作成されていない短期間のうちに消去するという事は考えられない。当該ＩＣデータは職員のパーソナルコンピュータの内部に残されていると思うので、もう一度調査すべきである。このようなことが許されるのならば、市民に対して不都合な会議録は作らず、ＩＣデータ等の不都合なものは破棄することが常習化され、市民の知る権利が否定されてしまう。

5 実施機関の主張の要旨

一部を公開しない理由について

公立保育所の民営化については、現在第1次計画の期間中であり、この第1次計画では、公立保育所17園のうち別途定めた対象園選考基準に基づく優先順位の高い3園を平成25年度から平成27年度にかけて順次

民営化することとしている。第2次以降の計画については今後検討予定であり、公立保育所の民営化実施計画の最終期は現時点では未定であるが、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」は、移管先法人を選考するための採点基準であり、公立保育所民営化の第1次計画のみならず第2次計画以降でも使用する予定である。

「運営状況の評価のポイント」は、法人が運営している保育所の現状を評価対象とするものであり、これが公開された場合、第1次計画の選考において法人がその現状を変えることはできないが、第2次計画に際してはこれを意識して変更することが可能となる。また、「事業計画の評価のポイント」は、法人の現状及び計画を評価対象とするものであり、これが公開された場合、本件処分を行ったのが第1次計画の選考に係る法人の申込みの受付期間中であったため、第1次計画も含め法人が評価のポイントを意識して変更することが可能である。

したがって、あらかじめ「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を公開することは、事前に高得点を獲得できるポイントを提示することであり、申込みをする法人が「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を意識して既存保育所の運営状況や事業計画を変更することが可能となる。よって、これを公開すれば、申込みをする法人の競争性を低下させ、移管先法人となる者の適正を審査するという選考の本来の目的の達成を困難にし、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第7号アに該当する。

また、公務員ではない者が委嘱されてなった選考委員が知っているから秘密にする必要がないと申立人は主張するが、仮にそういうことになると、そういった委員がいる委員会等の内容はすべて秘密にする必要がないので公表すべきということになり、異議申立ての理由として不適切である。

なお、選考委員は、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の地方公務員である。

一部を公開しない理由が消滅する時期について

一部を公開しない理由が消滅する時期は、条例第11条第4項に規定されているとおり、「あらかじめ明示することができる」ときに明らかにしなければならないものである。

「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」は、公立保育所移管先法人選考を客観的かつ公正に行うため、かつ、各選考委員が統一的な観点から判断するためのものであり、公立保育所民営化の第1次計画のみならず第2次計画以降でも使用する予定である。民営化実施計画の最終期における選考後は公にしても支障がないものと考えられるが、その時期は現時点では未確定であるため、一部を公開しない理由

が消滅する時期を明示することはできない。

また、「非公開部分の議事録」及び「ＩＣデータ」は存在しないため、公開できる時期は到来しない。

なお、公務員ではない者が委嘱されてなった選考委員に関する申立人の主張については、と同様に異議申立ての理由として不適切であると考える。

「非公開部分の議事録」及び「ＩＣデータ」の不存在について

第１回米子市公立保育所移管先法人選考委員会は、平成２３年６月２日に会議の一部を非公開で開催し、録音はＩＣレコーダーにより行った。会議開催後、公表することを前提に、正式な議事録として、会議を公開で開催した部分については対話形式で、非公開で開催した部分については審議内容の要約で作成した。同月３日に本市の公式ホームページ所管課への掲載依頼を行い、同月６日に「ＩＣデータ」は消去した。同月７日付けで当該議事録（会議が非公開だった部分については審議内容の要約）は本市の公式ホームページに掲載されている。

そもそもＩＣレコーダーによる録音は、後日会議の内容を文章化して残すために行った。したがって、「ＩＣデータ」は、前述の議事録（会議が非公開だった部分については審議内容の要約）の作成が終わった時点でその役割を終えたため、消去したものである。

また、会議の内容を文章化するに当たっては、その内容が的確に記録されていれば、必ずしも当該会議の出席者の発言をすべて記録した議事録の体裁をとったものを作成する必要はないと考える。

なお、「ＩＣデータ」はＩＣレコーダー内のみ保存しており、職員のパーソナルコンピュータ内に保存したことはない。

6 当審査会の判断

審査の経緯

実施機関から、平成２３年８月４日、条例第１７条第１項の規定に基づき本件異議申立てについて当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

争点の整理

本件異議申立てについて当審査会において判断すべき点は、本件文書に係る実施機関の一部公開決定処分に違法性又は不当性があるか否かである。

したがって、当審査会では、次の３点を争点として審査を行った。

ア 「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」が条例第７条第７項アの規定に該当しているかどうか。

- イ 「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を公開しない理由が消滅する時期を「なし」としたことが妥当かどうか。
- ウ 「非公開部分の議事録」及び「ＩＣデータ」について、不存在を理由として非公開としたことが妥当であるかどうか。

なお、申立人は、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」について、公務員ではない者が委嘱されてなった選考委員に守秘義務を課すほどの重大な秘密とは思えないため、市の事務事業の遂行に著しい支障を及ぼすとは考えられず、第１次計画における移管先法人が決定した時点で公開すべきである旨主張するが、公文書の公開、非公開の決定は条例に基づき判断されるべきものであり、選考委員に守秘義務を課すほどの重大な秘密であるかどうかは判断の基準ではない。よって、当該主張について、当審査会では審査の対象としない。

争点に対する判断

- ア 「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」の条例第７条第７号ア該当性

条例第７条第７号アに該当する非公開情報とは、「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする」と認められるもの」であり、米子市情報公開条例公開・非公開判断基準によると、実施前の試験問題及び採点基準並びに過去の試験問題等に関する情報で将来の試験の出題傾向が推定されるものもこれに該当する可能性が高いとされているところである。そこで、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」がこれに該当するか否かについて検討した。

「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」は、公立保育所民営化に係る移管先法人を選考するための基準のうち、移管先法人に要求する具体的な事項及び公立保育所の移管先として申込みをした法人についての評価を点数化するためのポイントであり、仮に移管先法人の選考を「試験」とするならば、当該「試験」に係る試験問題の採点基準と言うべきものである。本件処分時が公立保育所民営化の第１次計画の選考に係る法人の申込みの受付期間中であったことから、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を公開すれば、実施前の「試験」の試験問題の採点基準を示すこととなることは明らかである。

ところで、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」は、現状の評価に係る部分と計画の評価に係る部分、さら

に 現状及び計画両方の評価に係る部分とがある。これらのうち、公開することにより、公立保育所の移管先として申込みをした法人が有する移管先法人としての本来の能力又は適性を把握することを困難にするものとして、条例第7条第7号アに該当すると認められるのは、公立保育所民営化の第1次計画の選考において申込みをする法人が、実施機関に提出する書類やプレゼンテーションの内容をそれに合わせて変更することが可能となる部分、つまり、計画の評価に係る部分並びに 現状及び計画両方の評価に係る部分である。

したがって、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」が条例第7条第7号アに該当するか否かについて、次のとおり判断する。

(ア) 「運営状況の評価のポイント」は、現状の評価に係る部分であり、該当しない。

(イ) 「事業計画の評価のポイント」中「要求事項及び評価のポイント」欄の記載内容は、計画の評価に係る部分並びに 現状及び計画両方の評価に係る部分であり、該当する。

(ウ) 「事業計画の評価のポイント」中 印の記載事項のうち評価のポイントに該当する記述部分は、現状の評価に係る部分であり、該当しない。

実施機関は、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」について、公立保育所民営化の第1次計画のみならず第2次計画以降でも使用する予定であるため、上記のような区別なく条例第7条第7号アに該当すると主張する。しかしながら、公立保育所民営化の第2次計画以降については未確定である。仮に第2次計画以降における移管先法人の選考が実施されることとなっても、米子市公立保育所移管先法人選考委員会設置要綱によれば、選考委員の任期は2年以内とされていることから、その時点で新たに選考委員が委嘱されることは明らかである。また、同要綱には、当該選考委員会の所掌事務の一つとして「移管先法人の選考基準の検討を行うこと」と明記されている。したがって、現時点で「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」について今後使用する予定であるとしても、これらを含む公立保育所民営化に係る移管先法人を選考するための基準は、第2次計画以降に係る選考委員により改めて検討され所要の変更が行われることが予定されていると言うべきである。よって、この点について実施機関の主張は採用できない。

保育所の民営化に関する情報は市民にとって重要な情報であり、行政の説明責任を果たすという観点から見ても、公立保育所民営化に係る移

管先法人の選考という行政の意思決定過程における情報は、できるだけ公開すべきであると考えます。また、情報公開制度の目的の一つが市民の市政参加にあることを鑑みれば、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を公開することにより、市民にこれらを検証する機会を与えることは重要であると考えます。

イ 「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を公開しない理由が消滅する時期を「なし」としたことの妥当性

前述のとおり、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」中 印の記載事項のうち評価のポイントに該当する記述部分については、公開すべきであると判断するため、公開しない理由が消滅する時期については判断を要しない。したがって、判断を要するのは、実施機関が、「事業計画の評価のポイント」中「要求事項及び評価のポイント」欄の記載内容を公開しない理由が消滅する時期を「なし」としたことが妥当かどうかである。

この点について、すでに述べたとおり、「事業計画の評価のポイント」中「要求事項及び評価のポイント」欄の記載内容が条例第7条第7号アに該当すると当審査会が判断するのは、本件処分時が公立保育所民営化の第1次計画の選考に係る法人の申込みの受付期間中であって、その時点でこれが公開されれば、当該選考において申込みをする法人が、実施機関に提出する書類やプレゼンテーションの内容をそれに合わせて変更することが可能となるためである。したがって、公立保育所民営化の第1次計画における移管先法人が決定された時点で、条例第7条第7号ア該当性は失われると考えるのが適当である。

ウ 「非公開部分の議事録」及び「ＩＣデータ」について、不存在を理由として非公開としたことの妥当性

まず、「非公開部分の議事録」についてであるが、実施機関においては、審議会等会議の会議録を作成する場合、その形式について、発言内容を一言一句記録した詳細なものとするか、会議の内容の概略を記録したものとするかは、当該審議会等の判断によるものであるとの考え方のもと、各審議会等により様々な形式の会議録が作成されているのが実情であり、その考え方は理解できる。ただし、実施機関から意見聴取した限りにおいては、第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の議事録（会議が非公開だった部分については審議内容の要約。以下「本件議事録」という。）の形式の決定について、米子市公立保育所移管先法人選考委員会の事務担当課の職員に一任されていたと解釈せざるを得ず、

その決定過程に疑問が残らないではない。

しかしながら、実施機関及び前述の米子市公立保育所移管先法人選考委員会の事務担当課の職員から意見聴取したところによると、第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会について、実施機関がまず全体の逐語の議事録を作成した後、それを基に公表用の議事録として本件議事録を作成したというような事実をうかがわせる事情を認めることはできなかった。したがって、第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会について作成された議事録は、米子市公式ホームページにおいて公表されている本件議事録のみであると認められ、それとは別に「非公開部分の議事録」が存在するとは認められない。

次に、「ＩＣデータ」についてであるが、「ＩＣデータ」が第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会終了時点で存在していたことについては、実施機関、申立人双方に争いのないところであるため、争点は、本件処分時に「ＩＣデータ」が存在していたかどうかである。

当審査会において、実施機関から米子市公立保育所移管先法人選考委員会の事務担当課の所有するＩＣレコーダーの提出を受け、保存されている音声データについて確認し、かつ、実施機関に対し、当該事務担当課の職員に配備されているパーソナルコンピュータ等を調査し当該結果を報告するよう求めて確認した結果、この調査時点では、当該ＩＣレコーダー及び当該パーソナルコンピュータ等について、「ＩＣデータ」が存在するとの判断には至らなかった。

もっとも、以上の調査によっても、本件処分時に「ＩＣデータ」が存在していたかどうかについて確認できるものではない。

ところで、米子市の情報公開制度のもとにおいては、審議会等会議の会議録を作成するために会議の内容を録音したＩＣデータは、あくまで会議録を作成するための個人的メモでしかなく、正式な会議録が作成された後には、当該ＩＣデータを消去しても問題はないとされている。ただし、正式な会議録がなく、事実上の会議録として利用され、又は保存されている場合、又は、会議録の原本性を確保するために保管されている場合は、当該ＩＣデータは公文書に該当することとされている。当審査会としては、会議の内容を録音したＩＣデータを原則として個人的メモとして取り扱うという運用について疑問を差し挟む余地がないではない。けれども、条例の解釈・運用のもととなる米子市情報公開条例逐条解説において、個人的メモの例として「会議録作成用のメモ（原本性のない録音テープ）」が挙げられているところから、以上のような取扱いが米子市において正当なものとしてなされていることは明らかである。

当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関においては、米子市公立保育所移管先法人選考委員会の事務担当課の職員が、平成23年6月3日に本件議事録について上司の決裁を受けるため起案するとともに米子市公式ホームページ所管課への掲載依頼を行い、同月7日に上司の決裁が下りたことから、米子市公式ホームページに本件議事録が掲載されることとなったこと、また、「ＩＣデータ」を同月6日に消去したことの説明を受けた。つまり、実施機関においては、実施機関の職員が、本件議事録を作成した平成23年6月3日時点で、会議の内容を文章化して残すという「ＩＣデータ」の役割を終えたものと判断し、同月6日に「ＩＣデータ」を消去したものである。

しかしながら、本件議事録を正式な議事録と認められるのは、決裁権者の決裁を受けた平成23年6月7日以降と言うべきである。したがって、平成23年6月6日時点では本件議事録は正式な議事録と認められる前の原案に過ぎず、この時点で「ＩＣデータ」を消去したという実施機関の職員の行為は失当である。

けれども、当審査会においては、この時点で「ＩＣデータ」を消去したという実施機関の主張を否定する事実は認められなかった。また、仮にこの時点で「ＩＣデータ」が存在していたとしても、本件議事録が正式な議事録と認められることとなった平成23年6月7日以降においては、実施機関が、前述したとおりの条例の解釈・運用に従い、「ＩＣデータ」を随時消去しても不思議はなく、また、不当であるとは言えない。

結論

よって、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

7 付言

本件異議申立てに係る審議の過程において、米子市における審議会等会議の会議録の作成方法及び当該会議録を作成するために会議の内容を録音した音声データの取扱いについて検討することとなったことから、当審査会は、次の2点について付言する。

米子市においては、審議会等会議の会議録を作成する場合、その形式をどのようなものとするかは当該審議会等の判断によるものであるとされており、その考え方自体は納得できる。本来、会議録とは、会議の内容を的確に記録することを目的として作成されるものであり、情報公開制度においては、会議の内容に係る行政の説明責任を果たすために必要な公文書の一つであると言うべきであるが、審議会等会議の会議録の形

式を決定する権限は当該審議会等にある。

けれども、本件異議申立てに見るとおり、審議会等の会議録の形式の決定について当該審議会等の事務局職員を務める実施機関の職員に一任されているような場合、たとえ会議録が作成されていても、その会議録の内容が不十分なのではないかという疑念を市民に抱かせ、ひいては、本来必要な公文書が作成されていないのではないかという懸念を生じさせるおそれがあると言わざるを得ない。

よって、米子市において、審議会等会議の内容等に応じ、作成すべき会議録の形式について定めた基準を設けるよう要望する。

米子市の情報公開制度のもとにおいては、審議会等会議の会議録を作成するために会議の内容を録音した音声データは、原則として個人的メモとして取り扱うこととされている。

しかしながら、当該音声データは、条例第2条第2号に規定する「実施機関が職務上作成し、又は取得した(中略)電磁的記録(中略)であって、当該実施機関が保有しているもの」という公文書の定義に該当するものであることは疑いのないところである。確かに、当該音声データが会議録の作成を目的として作成し、又は取得したものである以上、正式な会議録が作成された後であっても、その原本性は失われ、個人的メモとして取り扱っても差し支えないと言えなくはない。けれども、会議における発言者の発言内容の記録という点で、正確性において当該会議録と同等あるいはそれ以上であることから、当該音声データは会議録とは別個の公文書と考えるのが適当であると考えられる。

よって、審議会等会議の内容を録音した音声データについて、とりわけ市民の関心の高い、又は市民に大きな影響を与えるような米子市の政策決定に関する重要な会議に係るものについては、米子市文書取扱規程に定める保存期間に従い保存することを検討するよう要望する。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成23年8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関から審査会に対して諮問 (2011年7月25日付け異議申立人異議申立て、平成23年7月26日付け実施機関異議申立て受付)
平成23年8月24日 (本件に係る審査会第1回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局職員による審議内容に係る説明 ・実施機関に対して「意見説明書」の提出を要請 ・実施機関から提出された「意見説明書」を受け付け、当該「意見説明書」について、実施機関による状況説明を実施 ・実施機関に対して「異議申立てのあった処分に係る公文書」の提示を要請 ・実施機関から提出のあった「公文書」について、インカメラ審査を実施
平成23年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・異議申立人に対して実施機関の「意見説明書」の写しを送付するとともに、これに対する「反論書」の提出の要請及び口頭意見陳述の意向確認を通知
平成23年8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・異議申立人から口頭意見陳述の意向ありとの申出を受ける
平成23年9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・異議申立人から提出された「反論書」を受付
平成23年9月13日 (本件に係る審査会第2回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・異議申立人から提出のあった「反論書」の内容について、異議申立人による口頭意見陳述を実施 ・審議
平成23年9月29日 (本件に係る審査会第3回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・審議
平成23年10月13日 (本件に係る審査会第4回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・審議
平成23年11月11日 (本件に係る審査会第5回目)	<ul style="list-style-type: none"> ・答申の検討
平成23年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申の決定

答 申

【諮問件名】

公文書の非公開決定に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人(以下「申立人」という。)が平成23年8月22日付けで行った、米子市長(以下「実施機関」という。)による同月19日付け公文書非公開決定処分(発米環政第318号。以下「本件処分」という。)の取消しを求める異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)については、非公開とされた公文書(以下「本件公文書」という。)について、次のとおり判断する。

「家屋破損による危険性について 米子市上福原 番地

所有土地家屋に伴う文書」については、米子市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)が実施機関に対し関係文書の提出を求めて調査した結果、米子市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第1号に該当する部分を除き、公開するべきである。

2 本件事案の経過

審査会において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

本件公文書公開請求

申立人は、平成23年8月11日、米子市長に対し、次の公文書の写しの交付を求める公文書公開請求を行った。

〔公開請求をする公文書〕

家屋破損による危険性について

米子市上福原 番地

所有土地家屋に伴う文書

本件処分

実施機関は、本件公文書公開請求に対し、平成23年8月19日、次のとおり公文書非公開決定処分を行い、申立人に通知した。

〔公開しない理由〕

公開請求のあった公文書は、個人が所有する土地家屋に関して適正な管理を行うよう個人に対して通知した文書である。本件公文書の中には、個人の氏名及び土地家屋の所在地の情報が含まれており、この情報により特定の個人を識別できる。また、仮に個人の氏名及び土

地家屋の所在地に係る情報のみを非公開とし、その他の部分を公開したとしても、本件請求自体が特定された個人が所有する土地家屋に関する情報公開請求であるため、公開することにより当該個人の土地家屋に関する情報を明らかにすることになる。

したがって、本件公文書全体が条例第7条第1号に該当する、個人に関する情報が記録されているものと判断したため。

本件異議申立て

申立人は、本件処分を不服とし、平成23年8月22日、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、次のとおりである。

本件処分を取り消し、非公開とした文書の公開を求める。

4 申立人の主張の要旨

申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

条例第3条第2項について

条例第3条第2項に「実施機関は、公文書の適正な管理に努めるとともに、必要な公文書の作成を怠ってはならない。」と規定されている。

公文書非公開決定通知書の「公開請求のあった公文書の件名及び内容」の欄に「 所有土地家屋に伴う文書」と （当該土地建物の相続人代表者として市の固定資産税課税担当課に届け出られている者。以下「相続人代表者」という。）所有と明記されているが、実際は故 （異議申立人の父、当該土地建物の前所有者。以下「前所有者」という。）名義であり、当該土地家屋の所有者を相続人代表者であると断定した記載は事実把握に齟齬が有り、条例第3条第2項に違反している。

なお、当該建物の所有者は亡父であること、申立人と相続人代表者が推定相続人であることについては、環境政策課に対しすでに伝えている。

条例第7条第1号ただし書イに係る違反について

条例第7条第1号ただし書イにおいて、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報」が記録されている公文書は、個人情報であっても公開しなければならない旨、規定されている。

建物の外壁崩落は人の生命、身体、生活等に重大かつ明白な影響を与えるものであるから、これを非公開とすることは、条例第7条第1号イの規定に違反している。

公開しない理由について

公文書非公開決定通知書には、公開しない理由として「個人が所有する土地家屋に関し個人に対して通知した文書であり」という記載があるが、当該土地家屋の所有者は亡父であり、死者に対して通知したということになり、公開しない理由としては不明確である。

また、当該建物の推定相続人の一人である私に対して、条例第7条第1号ただし書イに基づき当該建物の外壁崩壊に係る情報公開が不適切という判断は理解できない。

本件公文書は、公文書公開になじまないという判断について

平成19年5月16日付けで相続人代表者に送付された「事務連絡」という文書を第三者から入手している。この文書には当該建物の危険性と修理要請及び処理の状況報告要請が記載されている。

この文書は、第三者が保有し、第三者から入手し得たものであるが、申立人は第三者ではなく、推定相続人の一人であり、当該建物崩壊による不法行為が生じた場合は、連帯債務者となる。

本件処分が行われた理由は、個人の氏名及び土地家屋の所在地の情報が含まれているからという理由であるが、個人情報といえども相続人代表者と申立人は当該建物の推定相続人であり、申立人も情報公開を受ける正当な当事者である。

5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

条例第3条第2項について

当該建物について、市民及び異議申立人からの申立てにより現地調査をした結果、米子市環境保全条例第10条に違反する状況にあると判断し、適正管理の通知をするため当該建物の所有者、管理者を調査した。

登記簿上は前所有者名義となっていたが、相続登記がなされておらず相続人を特定することはできなかった。

このため、戸籍や固定資産税関係の台帳を調査した結果、固定資産税に係る相続人代表者としての届け出がなされているということ及び申立人と相続人代表者が相続人であるという事実を確認した。

このことから、前所有者の死亡により当該建物は申立人と相続人代表者の共有物件になっているものと判断し、当該建物の適正管理に係る通知を相続人代表者に送付したものである。

そしてこれら一連の書類一式を、便宜上、相続人代表者所有と表記した上で、文書保存を行ったものである。ただし、これは相続人代表者のみを所有者と断定するものではない。当該建物が共有物件であるにせよ、

相続人代表者も所有者であることには間違いがないことから、共有者という事を文書名に明記しなかったからと言って、条例第3条第2項に違反するものとは考えない。

また、公文書公開決定通知書の「3 公開請求のあった公文書の件名及び内容」に記載された公文書名は、公文書公開請求書に記載された公文書名を転記したものであり、公文書公開請求書に記載された公文書名は、あくまで請求対象の公文書を明確に特定するために実施機関が異議申立人に告知し、記入を依頼したものである。

条例第7条第1号ただし書イに係る違反について

本件公文書は米子市環境保全条例第10条の規定に基づいて通知したものであるが、この文書は、生活環境の保全のために土地建物の適正管理をお願いするものであって、本件建物の危険性を判断した上で、その危険性の排除を依頼するものではない。

よって、本件公文書は条例7条第1号ただし書イに該当して公開しなければならない情報が記載された文書とは言えないと考える。

公開しない理由について

公文書非公開決定通知書の公開しない理由の欄に、「個人が所有する土地家屋に関し個人に対して通知した文書であり」と記載したのは、前所有者の死亡によって、所有権は相続人に移転しているものと判断したためであり、死者に対して通知したものとは考えていない。

さらに、非公開とした公文書は、相続人代表者であって所有者の一人である個人に対して、共有とはいえその個人が所有している土地建物に関して通知した文書であることから、その旨を記載したものである。

また、条例7条第1号ただし書きイに基づいて公開しなければならない文書かどうかは、公開請求者が共有者の一人であるかどうかというような理由によって決定されるものではないと考える。

本件公文書は、公文書公開になじまないということについて

「処分決定理由及び処分庁の意見に係る説明書」の中で、本件公文書は公文書公開になじまないとしたのは、本件公文書が個人所有の土地建物について個人に対して通知された文書であることから、文書そのものが個人情報であると判断し、個人に関する情報は条例に規定する例外事項を除いて非公開とされていることを勘案したためである。

なお、公文書公開の制度は、公開請求者の如何を問わず公開の可否を判断する事を原則とするものである。

6 当審査会の判断

審査の経緯

実施機関から、平成23年8月30日、条例第17条第1項の規定に基づき本件異議申立てについて当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

争点の整理

本件異議申立てについて審査会において判断すべき点は、本件文書に係る実施機関の非公開決定処分に違法性又は不当性があるか否かである。

したがって、審査会では、本件文書のインカメラ審査（非公開とされた公文書の提示を求めて審査すること。）を実施したうえで検証し、本件処分が条例第7条第1号の規定に違反しているかどうかを争点として審査を行った。

争点に対する判断

本件を検討する上で重要な点として以下の点を挙げ、それぞれについて考察した。

ア 実施機関の公文書公開請求時の対応について

異議申立人から公文書公開請求の申し出を受けた実施機関は、申立人が請求書を記入するにあたり、請求する公文書の件名として、相続人代表者の氏名が付されている、実施機関において保存されている公文書名をそのまま教示している。

このことによって、本件公文書公開請求に係る決定の如何を問わず、相続人代表者に対して土地建物の適正管理に係る文書を送付したという事実が申立人に判明するという状況が生ずることとなった。

イ 実施機関が非公開と決定したことについて

実施機関と申立人の双方から聞き取りしたところによると、当該建物の管理については、双方の間で本件公文書公開請求の前に様々なやり取りがあったことはうかがえるが、条例に基づく公文書公開請求という手続きの上では、本件公文書が個人に対する通知文書であることから、存否不応答という決定をするべきであったと判断する。

ウ 条例第7条第1号該当性について

申立人は、当該建物の外壁や屋根の状況が条例第7条第1号ただし書イに該当しているので、本件公文書を公開するべきであると主張している。

審査会において検討した結果、本件公文書に記載された内容を、条例第7条第1号ただし書イに該当する情報であると断定することはできないと判断する。

しかしながら、本件公文書が存在するという事実、すなわち、実施機関が相続人代表者に対して土地建物の適正管理に関する文書を送付したという事実を申立人に対して回答したことにより、本件公文書全

体を個人情報とする意味は、失われているものと考えられる。

よって、本件公文書は、条例第7条第1号本文に規定する非公開情報となる、個人の氏名、土地建物の所在地番、位置図、写真など個人識別性のある情報を除いて公開するべきであると判断する。

上記のア、イ、ウのことから、本件は、実施機関が個人の氏名が含まれた公文書名を教示して公文書公開請求を受け付け、さらに、本来であれば存否不応答と決定するべきであったところを、非公開という決定を行ったという手続き上の不備が重なったものとする。

そのため、非公開という決定をしても、申立人には相続人代表者に本件公文書が送付されたという事実が判明することとなった。

よって、個人に関する記載部分を除けば本件公文書を公開しても新たに個人の権利利益が侵害されるおそれはないものと考えられるため、個人識別性のある情報を除いて公開するべきであると判断したものである。

ただし、この判断は、上記のような本件における諸状況を勘案して導いた結果であり、今後個人の氏名を特定して公文書公開請求がなされた場合のすべてに適用されるものではない。

なお、申立人が異議申立書等で述べた損害賠償請求の適否などその他の主張については、本審査会の審議事項の範囲外であり、またその権限も無い。

結論

よって、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

7 付言

審査会においてインカメラ審査を実施して本件公文書の内容を確認したところ、申立人が当該建物の共有者であって当該建物を相続人代表者と共同して適正管理に努める立場であるということを鑑みれば、申立人も知っておくべき内容であると判断した。

よって、審査会は、公文書公開請求手続きによらず、実施機関の事務遂行の範囲内で、別途本件公文書の内容を異議申立人に情報提供することを勧奨する。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成23年8月30日	実施機関から審査会に対して諮問 (平成23年8月22日付け異議申立て)
平成23年9月13日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員による審議内容に係る説明 審査会から実施機関に対し「意見説明書」の提出を要請 実施機関から提出された「意見説明書」を受付
平成23年9月16日	異議申立人に対して実施機関の「意見説明書」の写しを送付するとともに、これに対する「反論書」の提出の要請及び口頭意見陳述の意向確認を通知
平成23年9月20日	異議申立人から口頭意見陳述の意向ありとの連絡を受ける 異議申立人から提出のあった「反論書」を受付
平成23年9月21日	実施機関から提出のあった「意見説明書」について、実施機関による状況説明を要請 実施機関に対して「異議申立てのあった処分に係る公文書」の提示を要請
平成23年9月29日 (本件に係る審査会第2回目)	異議申立人から提出のあった「反論書」の内容について、異議申立人による口頭意見陳述を実施 実施機関から提出のあった「意見説明書」について、実施機関による状況説明を実施 実施機関から提出のあった「公文書」について、インカメラ審査を実施 審議
平成23年10月13日 (本件に係る審査会第3回目)	審議
平成23年11月11日 (本件に係る審査会第4回目)	答申の検討
平成23年11月16日	答申の決定

答 申

【諮問件名】

財団法人米子市学校給食会(以下「給食会」という。)が行う学校給食費未納対策の実施にあたり、米子市教育委員会が保有する学校給食費(以下「給食費」という。)未納者の未納情報等を給食会に外部提供をすることについての妥当性について

1 審査の経緯

米子市教育委員会(以下「実施機関」という。)から平成23年12月5日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

2 当審査会の個人情報の取扱いに関する考え方

米子市個人情報保護条例(以下「条例」という。)第8条第1項において、実施機関は原則として保有する個人情報の外部提供をしてはならないこととされており、その例外となる場合について同条第1項第1号から第6号までに掲げられている。本件諮問に係る外部提供(以下「本件外部提供」という。)については、条例第8条第1項第1号から第5号までに該当しないため、同条第1項第6号に該当し得る公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうか問題となる。

本件外部提供の対象となる個人情報は、次のとおりである。

- (1)完全給食を実施している米子市立小、中学校に在籍する児童・生徒(以下「児童・生徒」という。)及びその保護者の氏名、住所。
- (2)児童・生徒の在籍する学校名、学年、クラス名。
- (3)児童・生徒ごとの提供食数、給食費の納付状況。
- (4)給食費未納者の氏名、住所、連絡先、給食費の納付状況。

外部提供をされる個人情報の範囲が広範囲に及ぶことから、仮に情報が漏えいし悪用されるようなことがあれば、被害にあう対象者が市内全域に及び可能性も否定できない。

したがって、実施機関は、給食費の未納対策のために個人情報の外部提供をすることの公益性と給食会における個人情報の管理方法等を厳格に審査し、本件外部提供により個人の権利利益が侵害されないよう、行政機関として適切かつ慎重な対応をとる必要がある。

3 個人情報外部提供に係る公益性

米子市における給食費の滞納状況であるが、平成17年度以降増え続け、このまま給食費の収入額が減少すれば、収入された給食費を財源に給食材料を購入している現状では、学校給食の運営に大きな影響を与えるであろうことは想像に難くない。給食費の徴収率向上は、費用の適正負担と事業の安定実施の上で欠かすことのできない重要な要素であることは理解できる。

給食費の徴収は、従来各学校の学校長が学校長の職務として行ってきたが、未収金の増加による未納対策を検討する中で、保護者から徴収している給食費の内容が実質的には給食材料費であって、給食材料を提供しているのが給食会であることから、本来の給食費の徴収主体（以下「債主」という。）は給食会であると考えられる。近年、給食費の未収金が増加してきたことから、実施機関においては、債主たる給食会の立場を明確にした上で、給食費の徴収体制の強化を図ろうとしているところである。

給食費の徴収は、債主たる給食会が行うべきであるが、現状では給食会は、給食を喫食している児童・生徒及びその保護者の情報を何ら持っていない。本件外部提供は、給食会が債主として保有すべき上記2（1）から（4）までの個人情報を、実施機関から提供しようとするものである。

ただし、現在学校長が行っている給食費の徴収を取りやめた場合、徴収率が低下し、学校給食の運営に支障をきたす可能性があることから、実施機関は給食費の徴収事務について給食会から委託を受けて、当面の間引き続き行う予定としている。その場合、給食会と実施機関の間で委託契約を締結することになるが、今回の外部提供をすることにより、両者の関係も明確化されることが期待できる。

また、給食費未納者の個人情報の外部提供を行うことにより、従来学校現場で多大な時間と労力を必要としていた未収金の徴収事務を、給食会が行うことが出来るようになる。そのことによって、給食費の滞納について早期の集中的な対応が可能となるとともに、学校現場の負担の軽減が図られ、学校本来の教育に一層力を注ぐことができることが期待される。

以上のことから、給食費の徴収事務における給食会及び実施機関の役割が明確になることにより、効率的な給食費の徴収が図られ、給食費の未納額が低減されることにより安定した給食の供給が行われ、ひいては学校教育の充実も期待されることから、実施機関が本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。

4 個人情報の保護とセキュリティ対策

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。そのためには、個人情報の外部提供は慎重に行われるべきであり、外部提

供をされた個人情報の保管・管理及び利用が適正に行われることが不可欠である。

したがって、実施機関は、外部提供をされた個人情報の保管・管理及び利用について、あらかじめ適切な措置を定め、それを厳格に運用することにより、本件外部提供が個人の権利利益の侵害につながることをないようにしなければならない。

そのため、一連の給食費の徴収事務について、実施機関と給食会とは財団法人米子市学校給食会が行う学校給食費の徴収事務における個人情報の管理及び取扱いに関する要領を作成し、給食費の徴収事務における、児童・生徒及びその保護者に係る個人情報の外部提供の手順や外部提供をされた個人情報の取扱い及び管理並びに守秘義務遵守の徹底について定めることとしている。

また、給食会は今回の外部提供を受ければ、個人情報の取扱件数が年間2万件を超えると見込まれ、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第2条第3項に規定される個人情報取扱事業者となり、保護法の規制を受けることとなる。

すでに給食会は財団法人米子市学校給食会個人情報保護方針及び財団法人米子市学校給食会個人情報事務取扱要領を定め、保護法に定める個人情報取扱事業者が守るべき義務の遵守を明確にしている。

以上のことから、個人情報を保管・管理する上での安全対策上の措置が施され、個人情報を利用する上での原則も定められていると認められる。

5 個人情報の外部提供の可否（結論）

上記のとおり、本件外部提供をすることにより、給食費の債主が給食会であることを明確にした上で、未納対策を含めた給食費の徴収業務を給食会が主体的に進めていくという体制作りの推進が期待される。

さらに、給食費の徴収体制が整備されることにより、

- (1) 給食費の未納を解消し、給食費の適正負担と学校給食の健全運営に資すること。
- (2) 給食費の未納分の回収に従来学校現場では多くの労力が費やされていたが、給食費の徴収主体を明確にすることにより、徴収困難な部分について徴収事務が軽減されること。

が期待されることから、本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。

当審査会は、給食会が学校給食の提供を受けている児童・生徒及びその保護者の情報を保有することの必要性については十分理解するものである。

しかし、個人情報を取得する手段としては、個人情報保護の観点から、

本人から収集することが原則であり、外部提供により収集しようとする場合であっても、外部提供に関する同意を保護者から得るという手続きを経る必要があると考える。

そして、それらの手続きを進める中で、説明を尽くして保護者の理解を求めるということが、結果として実施機関が意図する給食費の徴収の仕組みの整理と理解につながっていくのではないかと考える。

今回、実施機関は、給食会が必要な個人情報を本人から収集すること及び給食費の納入が本来は給食会と保護者の契約を基にしたものであることを保護者に意識付けすることを目的に、平成24年度からの給食申込書の導入を計画した。しかしながら、計画発表後に保護者等から実施機関が意図したこととは別の、申込書を提出しないと給食が食べられないのかなどの疑問が出され混乱を招いたため、申込書の採用が見送られることとなった。

このような現段階において、外部提供に関する同意書をさらに保護者に求めることが困難な状況にあることも理解でき、また、未収金対策の早期実施の必要性も高いものと認められる。

以上のことから、当審査会は、本件外部提供を以下の付帯意見を付して、可と認める。

- (1) 個人情報の外部提供に関して保護者の同意が得られるように、方法等を含めて検討し、平成25年度からの同意書提出に努めること。
- (2) 給食費の徴収事務の仕組みの見直しと併せて、給食費の徴収に係る学校現場の負担が軽減される方向での制度改革を進めること。
- (3) 個人情報の外部提供に当たっては、取り扱う個人情報の量と範囲が一気に拡大する事に鑑み、給食会に対して、より一層の個人情報の管理徹底について申し入れること。

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成23年12月5日	実施機関から審査会に対して諮問
平成23年12月7日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員による諮問内容に係る説明 実施機関による諮問内容に係る口頭説明、質疑応答 審議
平成24年1月13日	実施機関から審査会に対して諮問内容の一部変更について の申入れ
平成24年1月17日 (本件に係る審査会第2回目)	実施機関による諮問内容の変更に係る口頭説明、質疑 応答 審議
平成24年2月7日 (本件に係る審査会第3回目)	答申案の検討
平成24年2月9日	答申の決定

答 申

【諮問件名】

財団法人米子市学校給食会(以下「給食会」という。)が行う学校給食費未納対策の実施にあたり、米子市日吉津村中学校組合教育委員会が保有する学校給食費(以下「給食費」という。)未納者の未納情報等を給食会に外部提供をすることについての妥当性について

1 審査の経緯

米子市日吉津村中学校組合教育委員会(以下「実施機関」という。)から平成23年12月5日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

2 当審査会の個人情報の取扱いに関する考え方

米子市日吉津村中学校組合個人情報保護条例(以下「条例」という。)第8条第1項において、実施機関は原則として保有する個人情報の外部提供をしてはならないこととされており、その例外となる場合について同条第1項第1号から第6号までに掲げられている。本件諮問に係る外部提供(以下「本件外部提供」という。)については、条例第8条第1項第1号から第5号までに該当しないため、同条第1項第6号に該当し得る公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうかの問題となる。

本件外部提供の対象となる個人情報は、次のとおりである。

- (1)完全給食を実施している米子市日吉津村中学校組合立箕蚊屋中学校に在籍する生徒(以下「生徒」という。)及びその保護者の氏名、住所。
- (2)生徒の在籍する学校名、学年、クラス名。
- (3)生徒ごとの提供食数、給食費の納付状況。
- (4)給食費未納者の氏名、住所、連絡先、給食費の納付状況。

外部提供をされる個人情報の範囲が広範囲に及ぶことから、仮に情報が漏えいし悪用されるようなことがあれば、被害にあう対象者が市内全域に及ぶ可能性も否定できない。

したがって、実施機関は、給食費の未納対策のために個人情報の外部提供をすることの公益性と給食会における個人情報の管理方法等を厳格に審査し、本件外部提供により個人の権利利益が侵害されることがないように、行政機関として適切かつ慎重な対応をとる必要がある。

3 個人情報外部提供に係る公益性

米子市における給食費の滞納状況であるが、平成17年度以降増え続け、このまま給食費の収入額が減少すれば、収入された給食費を財源に給食材料を購入している現状では、学校給食の運営に大きな影響を与えるであろうことは想像に難くない。給食費の徴収率向上は、費用の適正負担と事業の安定実施の上で欠かすことのできない重要な要素であることは理解できる。

給食費の徴収は、従来学校の学校長が学校長の職務として行ってきたが、未収金の増加による未納対策を検討する中で、保護者から徴収している給食費の内容が実質的には給食材料費であって、給食材料を提供しているのが給食会であることから、本来の給食費の徴収主体（以下「債主」という。）は給食会であると考えられる。近年、給食費の未収金が増加してきたことから、実施機関においては、債主たる給食会の立場を明確にした上で、給食費の徴収体制の強化を図ろうとしているところである。

給食費の徴収は、債主たる給食会が行うべきであるが、現状では給食会は、給食を喫食している生徒及びその保護者の情報を何ら持っていない。本件外部提供は、給食会が債主として保有すべき上記2（1）から（4）までの個人情報、実施機関から提供しようとするものである。

ただし、現在学校長が行っている給食費の徴収を取りやめた場合、徴収率が低下し、学校給食の運営に支障をきたす可能性があることから、実施機関は給食費の徴収事務について給食会から委託を受けて、当面の間引き続き行う予定としている。その場合、給食会と実施機関の間で委託契約を締結することになるが、今回の外部提供をすることにより、両者の関係も明確化されることが期待できる。

また、給食費未納者の個人情報の外部提供を行うことにより、従来学校現場で多大な時間と労力を必要としていた未収金の徴収事務を、給食会が行うことが出来るようになる。そのことによって、給食費の滞納について早期の集中的な対応が可能となるとともに、学校現場の負担の軽減が図られ、学校本来の教育に一層力を注ぐことができることが期待される。

以上のことから、給食費の徴収事務における給食会及び実施機関の役割が明確になることにより、効率的な給食費の徴収が図られ、給食費の未納額が低減されることにより安定した給食の供給が行われ、ひいては学校教育の充実も期待されることから、実施機関が本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。

4 個人情報の保護とセキュリティ対策

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。

そのためには、個人情報の外部提供は慎重に行われるべきであり、外部提供をされた個人情報の保管・管理及び利用が適正に行われることが不可欠である。

したがって、実施機関は、外部提供をされた個人情報の保管・管理及び利用について、あらかじめ適切な措置を定め、それを厳格に運用することにより、本件外部提供が個人の権利利益の侵害につながることをないようにならなければならない。

そのため、一連の給食費の徴収事務について、実施機関と給食会とは財団法人米子市学校給食会が行う学校給食費の徴収事務における個人情報の管理及び取扱いに関する要領を作成し、給食費の徴収事務における、生徒及びその保護者に係る個人情報の外部提供の手順や外部提供をされた個人情報の取扱い及び管理並びに守秘義務遵守の徹底について定めることとしている。

また、給食会は今回の外部提供を受ければ、個人情報の取扱件数が年間2万件を超えると見込まれ、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第2条第3項に規定される個人情報取扱事業者となり、保護法の規制を受けることとなる。

すでに給食会は財団法人米子市学校給食会個人情報保護方針及び財団法人米子市学校給食会個人情報事務取扱要領を定め、保護法に定める個人情報取扱事業者が守るべき義務の遵守を明確にしている。

以上のことから、個人情報を保管・管理する上での安全対策上の措置が施され、個人情報を利用する上での原則も定められていると認められる。

5 個人情報の外部提供の可否（結論）

上記のとおり、本件外部提供をすることにより、給食費の債主が給食会であることを明確にした上で、未納対策を含めた給食費の徴収業務を給食会が主体的に進めていくという体制作りの推進が期待される。

さらに、給食費の徴収体制が整備されることにより、

（1）給食費の未納を解消し、給食費の適正負担と学校給食の健全運営に資すること。

（2）給食費の未納分の回収に従来学校現場では多くの労力が費やされていたが、給食費の徴収主体を明確にすることにより、徴収困難な部分について徴収事務が軽減されること。

が期待されることから、本件外部提供を行う公益性は高いものであると認められる。

当審査会は、給食会が学校給食の提供を受けている生徒及びその保護者の情報を保有することの必要性については十分理解するものである。

しかし、個人情報を取得する手段としては、個人情報保護の観点から、本人から収集することが原則であり、外部提供により収集しようとする場合であっても、外部提供に関する同意を保護者から得るという手続きを経る必要があると考える。

そして、それらの手続きを進める中で、説明を尽くして保護者の理解を求めるということが、結果として実施機関が意図する給食費の徴収の仕組みの整理と理解につながっていくのではないかと考える。

今回、実施機関は、給食会が必要な個人情報を本人から収集すること及び給食費の納入が本来は給食会と保護者の契約を基にしたものであることを保護者に意識付けすることを目的に、平成24年度からの給食申込書の導入を計画した。しかしながら、計画発表後に保護者等から実施機関が意図したこととは別の、申込書を提出しないと給食が食べられないのかなどの疑問が出され、混乱を招いたため、申込書の採用が見送られることとなった。

このような現段階において、外部提供に関する同意書をさらに保護者に求めることが困難な状況にあることも理解でき、また、未収金対策の早期実施の必要性も高いものと認められる。

以上のことから、当審査会は、本件外部提供を以下の付帯意見を付して、可と認める。

- (1) 個人情報の外部提供に関して保護者の同意が得られるように、方法等を含めて検討し、平成25年度からの同意書提出に努めること。
- (2) 給食費の徴収事務の仕組みの見直しと併せて、給食費の徴収に係る学校現場の負担が軽減される方向での制度改革を進めること。
- (3) 個人情報の外部提供に当たっては、取り扱う個人情報の量と範囲が一気に拡大する事に鑑み、給食会に対して、より一層の個人情報の管理徹底について申し入れること。

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成23年12月5日	実施機関から審査会に対して諮問
平成24年1月13日	実施機関から審査会に対して諮問内容の一部変更についての申入れ
平成24年1月17日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員による諮問内容に係る説明 実施機関による諮問内容に係る口頭説明、質疑応答 審議
平成24年2月7日 (本件に係る審査会第2回目)	答申案の検討
平成24年2月9日	答申の決定

平成 2 3 年度 米子市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書
(平成 2 4 年 5 月発行)

米子市総務部総務管財課情報公開係
〒683-8686 米子市加茂町一丁目 1 番地

TEL 0859-23-5352

FAX 0859-23-5390

Email somu@city.yonago.lg.jp